

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.207

2025/2/1

【毎月1日発行】



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031

Eメール：info@iken30.jp

ホームページ：https://www.iken30.jp

郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会

* 隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。

「実ル程頭ノ下ル稲穂カナ 実ル程頭ノ下リタキモノナ
り威丈高トハ自己ノ間々行ウ行ヲランカ、反省スベシ」
と、ノートに書かれた兵営日記は、抜かすことなく毎日1
ページづつ、最初の行に日付と曜日、1行あけて文章がき
ちんと書かれ、最後は必ず「終。」でしめられ、文面と共に、
本人の真面目さと几帳面さがうかがわれる。

〔新版 戦没画学生人名録〕



『チボリのヴェスタ神殿』永江千秋（無言館蔵）

市民の意見 207号 目次

■ シリーズ 戦後80年を問う

戦後80年

永田浩三 2

日本政府の「法的解決済論」批判

小林久公 7

■ シリーズ 原発問題

電力が不足する？

山口幸夫 11

巨大電力消費と環境破壊の

データセンターはいらない

田所良平 15

★ ふじさわ・不戦のちかい 平和行動

植木裕子 18

★ MZ世代が主導する尹錫悦弾劾デモの本質と

日韓市民連帯の意義

李泳采 20

★ 女性の権利を国際基準に！

亀永能府子 24

★ ガザのジェノサイド……

ビッグテクとサイバー戦争

小倉利丸 27

■ 文化

連載 皇室情報の検証⑧

天野恵一 30

連載 〈よそもの〉目線の広島⑬

田浪亜央江 34

本を紹介 『会社と基地建設をめぐる旅』

木元茂夫 36

本を紹介 『原爆裁判』

横山道史 37

● 市民意見広告運動事務局だより

● 読者のおたより

● 会計報告 39

● 編集後記

題字 安西賢誠

カット 村雲 司

印刷・レイアウト

(有)山猫印刷所

戦後80年

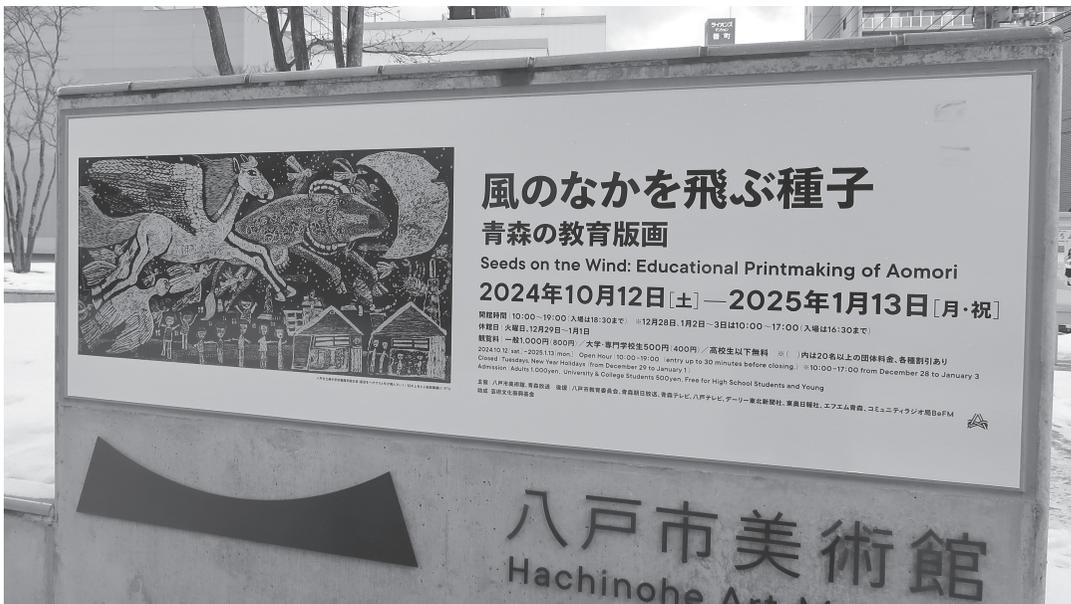
永田 浩三

2025年新春早々の旅で、青森県八戸市に向かいました。一度は足を運びたかった八戸市美術館。1950年代から70年代にかけて、青森県の教育版画が一堂に会する圧巻の展覧会でした。

みなさんは、小学校や中学校の頃、固い板切れに彫刻刀で、ゴリゴリ、サクサクと彫りすすみ、インクをつけ、ばれんで刷り、紙をそっとめくって現れ出た版画の世界にびっくりしたことはありませんか。わたしは、絵を描くことも好きでしたが、版画は、彫ると刷るとは大違い。予期しなかった世界が生まれ出ることにすっかり魅了されました。仙台の大学に入ってから、版画とイメージで重なることの多い、影絵の世界にのめりこみました、社会人になるにあたって、影絵では食べていけそうにないため、それと少し似ている？ テレビの世界に進みました。

東北の戦後の教育版画を見て、気がついたことがあります。まずテーマの力強さです。八戸の基幹産業は漁業。子どもたちの親の多くは、「板っこ一枚下は地獄」という世界で生計を立てていました。嵐が来れば命を落とすことだってあります。その中で生まれた版画は、潮風に吹かれ太陽に灼け、深いしわを刻んだ漁師たちの肖像、イカを干す群像に交じって、海で命を落としたひとたちが幽霊となった姿など、どれも身の回りを丁寧に観察し、暮らしの奥底から生み出された陰影のあるものでした。

目を引いたものがあります。ヒロシマ、ナガサキ、ビキニ事件に加えて、「原子力船むつ」の版画です。指導にあたった坂本小九郎さんは現在90歳で、盛岡にお住まいです。坂本さんにとって、命懸けで海で働くことと、水爆実験で漁師たちが被曝したことは一連のことだったよう



撮影：永田浩三

です。坂本さんは、広島の「市民が描いた原爆の絵」にも関心を寄せていました。そうした核兵器に対する思いは、教室の子どもたちにもきつと伝わったにちがいないと、作品を見て感じました。

坂本さんたちの教育版画運動は東北一円に広がっていきます。津軽では、コメの増産を願う新田開発、福島のおわきでは炭坑の盛衰、秋田では、戦争中に中国人が強制的に鉱山に連行され反乱を起こした結果虐



《原子力船「むつ」と漁船たち》八戸市立湊中学校養護学級生徒『虹の上をとんだ船はどんなことにてであったか』1974より、八戸市美術館蔵

殺された「花岡事件」の版画が生まれました。当時の子どもたちの社会や歴史に向けた確かなまなざしに驚かされますが、それに加えて指導を行なった教員や学校、地域の底力に目を開かれる思いがします。戦後教育とはなにか、それを語るにはスペースが足りませんが、版画ひとつ見るにつけ、いまの教育現場はなんて息苦しいことかと思えます。彫刻刀で怪我したらどう責任をとるつもりかというお叱りが来るでしょうし、いっしょに版画を完成させる時間もとれそうにありません。当時の先生たちも忙しかつたはずですが、イヤイヤ取り組んでいたのではない。なにが刷り上がってくるか、ドキドキする感じが版画の一枚一枚からあふれ出ているのです。

さて、去年12月3日のことです。夜10時半ごろ、韓国から恐ろしいニュースが飛び込んで来ました。尹錫悦大統領による非常戒厳令の宣布。そしてその後の展開は目を見張るものがありました。あらゆる政治活動が禁止され、国会と地方議会が停止され、政権に抗う議員が拘束される。さらに報道機関は統制のもとに置かれ、言論・出版・集会・結社の自由は剥奪される……。これらの命令は「救国」の行為として正当化されようとしたのです。しかし、これに立ちはだかったのは、国会議員であり、多くの

市民でした。韓国憲法77条第5項には、「国会が在籍議員過半数の賛成で戒厳令の解除を要求する時、大統領はこれを解除しなければならぬ」とあります。あの夜、国会を制圧するはずの特殊部隊は、なぜか命令を受けてすぐ動くのではなく、55分間の待機を命じられました。その理由はなんだったのか、真相はこれから明らかになると思いますが、軍が本気を出さなかったことで、与党の一部の議員も国会の議場に入り、議決に参加したことで、戒厳令をはねのけることができました。1月に入り、尹大統領やその支持者たちは激しい抵抗を続けるなど、事態はまだ予断を許しませんが、寒さの厳しい中、雪にまみれながら国会前に座りこむひとたちを見るにつけ、こころが熱くなります。TBSの夕方のニュース番組のイケメンのキャスターは、「韓国の民主主義はまだまだかな」という感想を述べていましたが、どうしてどうして、日本の方こそ韓国から民主主義のありようを一から学ぶ必要があります。

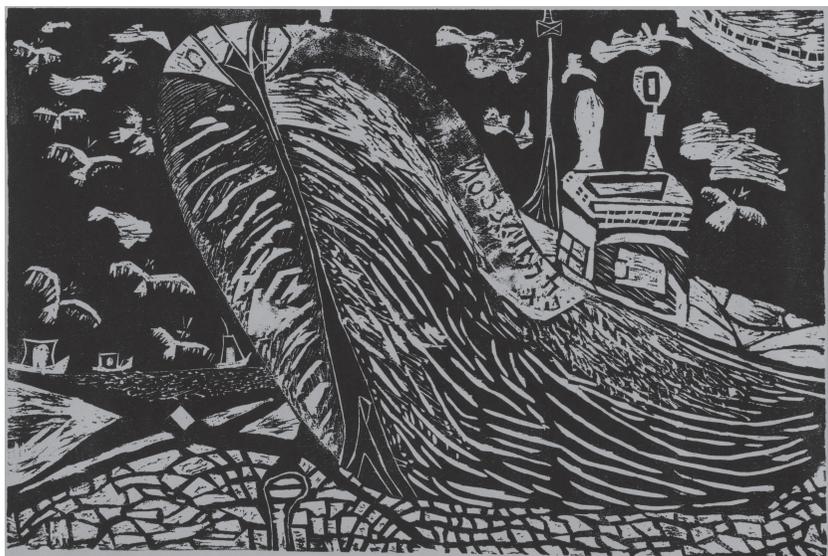
ソウルの国会前に集まった年配のひとの多くは、1980年の記憶を胸に抱いていました。光州民衆抗争です。民主化を求める学生や労働者が、戒厳令下、後に大統領になる全斗煥司令官の軍事作戦によって虐殺されました。現場には、MBCやKBS

の公営放送の中継車がいました。しかし韓国のメディアは真実を伝えることができませんでした。怒った市民は卵を放送局員にぶつけ、火炎瓶を局舎に投げつけました。この時の苦い記憶と屈辱が、1987年に民主化が実現して以降も、メディアを担うジャーナリストたちの心の底に刻み込まれています。

当時、光州で起きていることを映像に記録することは極めて困難でした。しかし、ドイツの記者が韓国のタクシー運転手に助けられ、撮影に成功し、東京経由で世界に発信した出来事は、のちに映画「タクシー運転手」となり、世界のひとびとの感涙を呼びました。一方、民衆による記録ということで言えば、^{ホシダ}洪成潭による版画があります。広場で抵抗する群衆、農家からの野菜の差し入れ、たいまつを掲げての行進、そして放送局に投げられる火炎瓶。わたしはかつて洪さんにソウルでも東京でも話を伺ったことがあります。洪さんが尊敬する画家に、ベン・シャーンがいます。ベン・シャーンは、ビキニ事件をテーマに、連作「ラッキードラゴン・シリーズ」を制作。アメリカ政府から反米主義者のレッテルを貼られます。それでもシャーンは揺らぐことなく、核実験反対の運動に身を投じました。洪さんもそんなシャーンの生き方に共

鳴した表現者のひとりです。洪さんの版画は、学校の校長先生が書類を押さえるために使っていたゴムの板を、子どもたちが使う彫刻刀で彫って生まれたものです。版画はコピーをたくさん作ることができるメディアです。光州で残酷なことが起き、ひとびとは抵抗をつづけた。その事実を忘れてはならない。洪さんは、版画というメディアの可能性を信じ、歴史の証拠を後世に伝えようとしたのです。

アジアにおける版画文化。その淵源は日本にあります。ことしのNHK大河ドラマは蔦谷重三郎。江戸後期・化政時代の浮世絵を世に送り出したプロデューサーの物語です。この版画文化が西洋画と融合し、庶民のものとなり、明治・大正・昭和の前期は庶民にも広がってゆきました。そんな版画に着目したのが、魯迅です。彼はドイツの民衆版画家ケーテ・コルヴィッツにも心酔し、上海で版画のワークショップを開きます。そこには日本の版画家たちも講師に招かれました。魯迅の版画運動は抗日運動の背骨となりました。そして、日本の敗戦。日本が戦争の時代と訣別し、民主主義を育てていくために、版画が再び脚光を浴びるになります。とりわけ北関東では版画運動



《死の灰をかぶった第五福竜丸》八戸市立湊中学校養護学級生徒『虹の上をとんだ船はどんなことのであったか』1974より、八戸市美術館蔵

が活発でした。先生として呼ばれたのは、上海で魯迅の教えを受けた中国の版画家でした。日本各地で、中国の民衆版画の展覧会が開かれます。冒頭紹介した青森の教育版画の担い手たちも、こうした動きに大きな影響を受けました。

今年2025年。沖縄戦、原爆投下80年、放送開始100年という節目でもあり



《長崎の教会の彫刻》八戸市立湊中学校養護学級生徒『虹の上をとんだ船はどんなことにであったか』1974より、八戸市美術館蔵



《広島原爆ドームが見える》八戸市立湊中学校養護学級生徒『虹の上をとんだ船はどんなことにであったか』1974より、八戸市美術館蔵

ます。われわれはどこへ向かおうとしているのでしよう。去年ノーベル文学賞を受賞した韓江ハンギョウの小説『少年が来る』は、先ほど述べた光州民衆抗争をテーマにしています。韓さんは9歳まで光州で生まれ育ち、その後ソウルに転居。彼女が10歳の時、事件は起きました。生存者たちを取材するなかで、こんな言葉に出会いました。「誰も、死んだ弟を冒瀆ぼうとくできないように、しっかりと書いてください。」

韓さんは言います。「事件の記憶は被爆したのと似ている。骨に、筋肉に、染色体に傷は残る」のだと。

戦後80年とはつまり被爆80年でもありません。わたしの母は広島爆心地から800mのところまで原爆に遭遇しました。この10年、日本被団協の方々から教えていただく機会が増え、学生たちとともに、被団協の歴史を映像作品にしてみました。ノーベル平和賞受賞の知らせを聞いた日は涙が止ま

りませんでした。

学生たちと原爆のことを学ぶなかで気が付いたことがあります。よく被爆体験は簡単に伝わらないと言われます。その通りです。しかし、伝える側がしっかり学生たちと向き合えば、そうした悲観論は吹き飛んでしまいます。ヒロシマの語り部の梶本淑子さん。彼女の語りをお聴きになったことがありますか。そのディテール、その迫力に学生たちはなにかしななければならないという思い

を抱きます。レベルは違いますが、学生たちが原爆資料館を訪ねる際の解説はわたしが行ないます。焼け焦げた制服や帽子、真っ黒になった弁当箱のご飯、銀行の階段に残された影。そうした遺物の前で、学生たちは崩れるように座りこんでしまっています。そしてなにかしなければと思うのです。

楽観主義は戒めなければなりません。わたしは若者たちを信じ、彼らとともに歩んでいきたいと思えます。もし核兵器が将来使われることになれば、まっ先に被害に遭うのは未来の世代なわけですから。大きなことは言えませんが、あのソウルの国会前の蠟燭の灯の一つ一つは、過去を忘れるな、繰り返し返すな、死者の無念とともに生きようと訴えかけています。

昨年末、わたしは、『原爆と俳句』という本を上梓しました。2月なかばに増刷改訂版が出ます。人類最大の悲劇のひとつである原爆を、世界で最も短い詩である俳句で詠む。俳句もまた蠟燭の灯のようであり、死者たちが生者に託した言葉です。版画や俳句に込められた記憶を掘り起し、未来につなげるために頑張っていきたいと思えます。

(ながた・こうぞう／ジャーナリスト・今年3月まで武蔵大学教授)



大月書店

著者：永田浩三 著
 出版年月日：2024年12月20日
 判型・ページ数：四六判・320ページ
 定価：3,080円（税込）

●バッジ・シールのご注文は

事務局にFAX、メール、はがきで必要な品物と数量、お名前、ご住所、電話番号・FAX番号をお知らせください。頒価・送料を記した払込取扱票を品物と共にお送りいたします。

「殺すなバッジ」を再製作しました。

注文先 市民の意見30の会・東京
 市民意見広告運動

TEL03-6435-2030

FAX03-6435-2031

* 「殺すなバッジ」の頒価

・大 250円 ・小 220円

* 「九条実現バッジ」(絵柄はA・B)の頒価

・大 300円(10個以上、1個250円)

・小 250円(10個以上、1個220円)

* 「九条実現シール」

(大・中・小シールの3種で1枚)の頒価

・1枚 300円



日本政府の「法的に解決済み論」批判

小林 久公

はじめに

日本の過去清算、とりわけ被害者の個人請求権が法的に解決済みなのかどうかについて、日本政府は、

「我が国は、関係国との間でサンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約等を締結し、それらに従って賠償の支払い等を誠実にやってきました。このように先の大戦に関する請求権等の問題については、これら条約等の当事国との間においては、法的に解決されています」と繰り返し主張しています。

しかし、ここには大きなトリックがあります。それは、国と国の国際関係と国と外国人（個人）との国際関係を混同させた主張をしていることです。

今日の現代社会では、国際的に個人の尊重が認められてきており、日本政府の主張は、国際基準から大きく遅れたものになっています。

外務省のホームページの「歴史問題Q&

A」で次のように主張しています。

「我が国は、終戦後、関係国との間で、賠償や財産、請求権の問題を一括して処理しました。そのような方式は、当時の国際社会によって一般的に受け入れられていたものでした」と。（この詳細は脚注のURLからお読みください）

政府の主張の誤り

政府が「法的解決済み」の根拠としている「日韓請求権・経済協力協定」は、

第一条で、日本国は、大韓民国に対し「三億合衆国ドルに等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたって無償で供与するものとする」としています。

すなわち、韓国への支払いは現金ではなく「日本国の生産物及び日本人の役務」の供与であり、賠償の支払いではないことです。日本政府の現金の支払い先は「日本企業」だったのです。

この支払いについて、日本政府も「賠償ではない」と繰り返し述べています。それは、日本の植民地支配は合法であり、賠償の責を負うものではないと考えていたからです。

日韓の歴史問題は棚に上げて「経済協力」として国交正常化を急ぎました。日韓会談では歴史問題は何一つ解決していないのです。

外務省は、賠償ではないものを「賠償の支払い等」としています。「賠償」ではない韓国への供与を「等」を入れて賠償したかのようにごまかしているのです。

「賠償や財産、請求権の問題を一括して処理しました」との「一括解決論」については、個人の財産権や賠償請求権を国と国との交渉で一括して消滅できるものなので、そのことを政府自身が認めた答弁をしています。

国会論戦から見る「法的解決済み論」の実態

政府が一貫して国会で述べているのは、「個人請求権は消滅しておらず今日も残されており、協定は、外交保護権を放棄することを国と国で確認したものである」ということであり、国際条約では消滅させ得ない個人の財産権については、日本の国内法

を制定して消滅させました。この国内法でも個人の損害賠償請求権は消滅させていませんので、個人の賠償請求権は現在も生きています。

(1) 1965年11月5日 第50回国会

衆議院 日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会
石橋政嗣質疑

○石橋委員 そうしますと外交保護権も放棄した。日本国民の個人のいわゆる所有権というものも、これも全部、その当人の承諾なしに、日本政府がかつてに放棄した、こういうふうに認めていいですか。

○藤崎政府委員 前段におっしゃった外交保護権のことはそのとおりでございます。個人の請求権というものは向こうさんが認めないであろうということも申しているわけでございまして、この条約、協定で、そういうものを日本政府が放棄したということじゃないわけでございませぬ。

(2) 1965年11月22日 第50回国会

参議院日韓条約等特別委員会
条約案・法案の政府提案説明 藤崎条約

局長の提案説明

大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案につきまして——その立案の趣旨及び規定の内容の御説明を申し上げます。

さきに御説明いたしました財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定は、その第二条3において、一方の国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄のもとにあるものに対する措置について、今後いかなる主張もなされ得ないことを規定しておりますが、協定の対象となるこれらの実体的権利について具体的にいかなる国内的措置をとるかにつきましては、当該締約国の決定にゆだねられております。したがいましめて、わが国については、大韓民国及びその国民の実体的権利をどのように処理するかについて国内法を制定して、同条3に言う措置をとることが必要となつたわけで、これがこの法律案を作成した理由であります。

この法律案は、このような協定の規定が合意された趣旨に従い、第二条3に該当する韓国人の実体的権利については原則的にすべて処理することを規定してお

りまして、第一項は、韓国または韓国民の財産権で、日本国または日本国民に対する債権及びその目的たる物と、日本国もしくは日本国民の所有物または債権を目的とする担保権を消滅せしめることについて規定しております。第二項においては、日本国または日本国民が保管する韓国または韓国民の物であつて、協定第二条3の財産等に該当するものは、その保管者に帰属せしめることとし、第三項において、物に化体される権利で協定第二条3の財産等に該当するものは、前二項の適用を受けるものを除き、権利行使を停止し、その帰属については政令で定めることを規定しております。なお附則におきまして、この法律案は、協定発行的日から施行することを定めております。

(3) 1992年 第123回通常国会
衆議院外務委員会 2月26日

土井たか子議員の質疑と柳井条約局長の
答弁

柳井政府委員の前段での答弁

御承知のとおり、一九六五年の日韓請求権・経済協力協定におきましては、日韓両国及び両国国民の財産請求権の問題

は日韓間の問題として完全かつ最終的に解決したということが確認されているわけでございます。これまた御承知のとおり、この解決と並行いたしましたして無償三億、有償二億ドルという経済協力を実施したものでございます。いわゆる個人の請求権にかかわる問題につきましても、この日韓間における条約上の処理の対象となっておりますことはこの条文中も明らかでございます。したがって、日韓間の問題としてこの請求権の問題は完全かつ最終的に解決したということでございます。

柳井政府委員の後段での答弁

ただいま土井先生が言われましたこと、基本的に私、正確であると思えます。この条約上は、国の請求権、国自身が持っている請求権を放棄した。そして個人については、その国民については国の権利として持っている外交保護権を放棄した。したがって、この条約上は個人の請求権を直接消滅させたものではないということでございます。

ただ、先ほど若干長く答弁させていたいただきましたのは、もう繰り返しませぬけれども、日韓の条約の場合には、それを受けて、国内法によって、国内法上の根

拠のある請求権というものはそれは消滅させたということが若干ほかの条約の場合と違うということでございます。したがって、その国内法によって消滅させていない請求権はしからば何かということになります。これはその個人が請求を提起する権利と言ってもいいと思いますが、日本の国内裁判所に韓国の関係者の方々が訴えて出るということになります。までは妨げていないということでございます。

(4) 1992年 第123回国会

衆議院予算委員会 3月9日

伊藤秀子議員VS外務省、大蔵省、内閣法制局

○伊東(秀)委員 そうしますと、外務省としては、一身専属権であると言われております慰謝料請求、精神的な損害に対する慰謝料請求というものはその者にしか専属し得ないし処分し得ないと言われている権利でございますが、これを完全かつ最終的にこの慰謝料請求権を国家が解決できるといふ立場に現在でも立っておられるということなんでしょうか。

○柳井政府委員 先ほど申し上げましたが、この協定上措置をとって、そして権利を消滅させる等の国内的な処理をするということの対象は、いわゆる「財産、権利及び利益」と協定で称しているものでございます。合意議事録で了解が確認されておりますように、このような「財産、権利及び利益」というのは、「法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいうこと」が定義されて了解されているわけでございます。

いわゆる慰謝料請求というものが、いわゆるクレームというものがどのようなものと国内法上観念されているかにつきましては、私必ずしもつまびらかにいたしませんけれども、いわゆるこの「財産、権利及び利益」というものには該当しないものが多々あると思います。そのようなものにつきましては、この協定上は、いわゆる財産、権利、利益というもの以外の請求権というふうに観念しているわけでございます。そのような請求権につきましては、国内的に、国内法的に処理をとるといふことはここで想定しておりませぬけれども、いずれにせよ、そのような問題を国家間で外交的に取り上げるといふことはこの協定の締結

後できないというのが当時の日韓間の合意であったというものでございます。

そもそも過去清算とは何か

政府が行なおうとしており、そして出来ないでいる過去清算の解決の現実を見ると、政府が考える「解決方法」の考え方のものに間違いがあるように思います。法的解決にせよ、人道的解決にせよ、政府は「決着」（終わらせる）を、「解決」と考えています。植民地支配や侵略戦争で与えた被害の回復は、それは、謝罪と金銭の支払いで終わらせられるものではありません。とりわけ重大な人権侵害は「決着」で解決できるものではありません。被害事実を認め謝罪しその証としての金銭の支払いは当然ですが、それが被害者に受け入れられてこそ解決の入り口に到達することが出来るのであり、そこから本格的な解決の歩みが始まるのです。

被害者や被害国に対して、その加害事実をしつかり認め、再びそのような被害を起こすことのないようになるまでの社会づくりこそ本質的な解決であり、長い期間にわたっての取り組みが有ってこそ解決に至るものと考えます。しかし、日本はその入り口にさえまだ至っていないのが現状です。

おわりに

来年、2025年は日本の敗戦80年の年であり、また日韓会談から60年の年です。しかし、未だその入り口にも立ち得ていない日本社会は、個人の人権が尊重される憲法を持ちながら、人権尊重の国際社会から大きく取り残された状態にあると思われまます。それは日本社会の貧困であり、国の三権の貧困であると思います。未来への希望は過去の克服にこそあるのではないのでしょうか。

（2024年11月28日・記）

（こばやし・ひさきみ／強制動員真相究明ネットワーク事務局長）

▼表紙絵の作者▲



永江千秋
（ながえ・ちあき）

1924（大正13）年3月10日、東京・杉並に三男一女の次男として生まれる。小学校を5年で終了後、日本大学第二中学校に特別編入。1943（昭和18）年9月横浜高等工業学校（現・横浜国立大学）建築科を繰り上げ卒業。44（昭和19）年4月25日より第226設営隊付佐世保海軍施設部に配属。同5月1日、海軍技術少尉任官。同10月18日、副部に任命され、1945（昭和20）年6月10日、海軍技術中尉として沖繩・小禄区で敵艦艦砲射撃を受け戦死。享年21。

電力が不足する？

はじめに

いま、わたしたちは混乱の中にいる。地球的規模の気候危機が生態系の破局的な破壊をもたらしているうえに、国際的な政治的・軍事的緊張状態がつづいている。先行きの見通しがつかず、生命系そのものの存在が危ういのではないかと恐れる。それは気づかずに、どこかで、わたしたちは根本的な間違いをしたのではないか。そして今また、大きな過ちを繰り返そうとしている事態に直面している。

ほんの14年前の出来事だった東京電力福島第一原発事故が忘れられようとしている。事故時に発せられた「原子力緊急事態宣言」は未だ解除されていないというのに。専門家たちによる事故原因の解明は道半ばだ。現在の原子力発電所のどこをどのよう改良すれば安全性が担保されるか、判断したい。しかし、それができないのである。したがって、「安全の確保を最優先に」原

山口 幸夫

子力を活用することはできない。単なる願望にすぎず、絵空事である。

福島第一原発から北西に30〜40キロメートルに位置している福島県飯舘村も放射性物質で汚染された。信頼している旧知の科学者の事故直後からの現地調査を踏まえた研究によると、村のセシウム137汚染が消えるまでには、あと200年かかるという。福島事故全体の終息にはそれ以上の歳月を要するだろう。「原子力 明るい未来のエネルギー」を謳って福島原発は始まったのだった。

ひとくちにエネルギーというが、さまざまな形態のエネルギーがある。ここでエネルギーとっているのは「電気エネルギー」のことである。社会や家庭で、薪炭が重要なエネルギー源だった時代は、わたしの子供時代のこと、そう遠い昔ではない。しかし、電気が普及してくると、これほど便利でありがたいものはないと、「電気エネ

ルギー」が現代社会のどまんかに座ってしまった。

「利便性」を追い求めるのは、人間の性^{さが}といてしまえばそれまでだが、ひたすら経済成長を目指した戦後の日本は「便利さはほどほどに」という思想を忘れてしまったのではなかったか。

専門家たち

原子力発電はウランの核分裂で発生する熱エネルギーを電気に変換する発電方式である。日本が原子力に手を染めようとしていたとき、「原子力は20世紀の自然科学の最高の成果」とみなしていた物理学^者、坂田昌一（1911〜1970）は原子力の平和利用について、次のように書いた（1952）。

「1ポンドのウラニウムから得られる原子エネルギーは電力に直すと実に1140万キロワット時になるから原子炉で開放されるエネルギーを電気にかえる原子力発電の研究は原子力の平和的利用の中で最も望ましいものといえるであろう。」

つづけて、「原子炉の中でウラニウム238からつ

くられる新元素プルトニウムはこれを大量に集めると原子爆弾となるおそろしい代物であるが、原子炉の補給燃料として平和的に使えば、ウラニウム原子の最後の1個までことごとく原子燃料に変えることができ、原爆として戦争に浪費するよりも約100倍もよけいのエネルギーが人類の福祉の増進のために利用できることになる。」

というのである。坂田さんは先達のお一人というべき科学者だが、なんと樂觀的だったのだろうか。今日からすれば、驚きを禁じ得ない。「ウラニウム原子の最後の1個まで」にはおそれいるが、核分裂の結果に生ずる長短さまざまな半減期の放射性廃棄物はないと思っていたのだろうか。原子力発電というシステムの安全性に不安を抱かなかつたのだろうか。

だがしかし、対象とする問題をあらゆる角度から厳密に捉えることはできない相談である。或る優れた（ように見える）面から評価し、負の側面を見ようとするのは、科学者も市民も似たようなものである。否、むしろ科学者、専門家のほうが研究心をかきたてられるので、始末に悪いのが実際である。「優れている」ことは何か、何が優先すべきことか、人間にとって本質的に難しい。1971年になって、マンハッタン計画に参加した米国の核科学者A・ワイン

バーグはトランスサイエンス概念を提案した。科学の問題であっても科学では解答を得られない問題群があることを明示し、熟議と合意形成の方法について示唆を与えた。

ずっと後の1983年、放射性廃棄物について物理学者の伏見康治氏に公開の席で尋ねたことがある。伏見さんは茅誠司氏と連名で学術会議に提案（茅・伏見提案）をし、慎重だった学者たちを原子力研究に踏み切らせた人である。伏見さんは、わたしの質問にしばらく考えていたが、「じつは、当時、放射性廃棄物がこれほど深刻なものになろうとは考えていなかった」と答えた。その時から42年になるが、日本の放射性廃棄物の後始末の問題はほとんど進展していない。原発政策の大本の再処理工場は建設から30年して竣工できていない。

遡って調べてみると、仁科芳雄（1890～1951）の論文「原子力問題」（「世界」1947年1月号）にゆきあたる。今日では、その名を知る人は少なくなつたかも知れないが、わたしの先生の先生である。日本の「原子力の父」と呼ばれた人だ。

この論文で仁科さんは、原爆が恐ろしい兵器であつたことから、原子力の国際管理こそが重要だと主張する。そして、「原子力は平和目的に利用せられてのみ存在の意

義がある」と考えて、縷々「原子力の未来」を説いたのであつた。「原子爆弾のエネルギーを徐々に発生させることができたのであればどうであろう」「産業又は文化上の利益は驚くべきものがある」として、「要するに原子力時代の前途は真に測り知るべからざるものがある」と結論する。原子力発電所のイメージはなかつた時代だが、何が起きても科学で解決できると考えていたと推察される。最先端の専門家としての、このような論がまかり通っていたのである。

エネルギー基本計画（案）

前に書いた「大きな過ちを繰り返そうとしている」とは、1月26日を締め切りとしてパブリックコメントが募集されている「第7次エネルギー基本計画（案）」のことである。政府のこの（案）を読むと、これまでの「原発依存度は可能な限り低減する」方針は消えた。原発の最大活用が謳われ、建て替え、新設まで容認するといふのだ。福島原発事故の深刻さ、復旧の困難さなどは、どこ吹く風のようにである。

産業革命以来、近代現代の科学技術を総動員して、世界は石炭、石油、天然ガスといった化石燃料をエネルギー源にして発展してきた。その結果、地球温暖化、気候危機がもたらされた。大気中のCO₂濃度の

増加に主たる原因があると、国際的に考えられている。そこで、「エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を掲げ」て新しいエネルギー計画を政府が提案しているわけである。

そこには、「原発は優れた安定供給性と技術自給率を有する自律性が高い電源だ」と書かれているが、全く違う。福島事故はどうして起きたのか？ 14年経って再稼働できていない原発がいくつある？ 事故以来廃止になった原発の数は？

「我が国はすぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えており」と、この(案)は書き出されている。エネルギーが安定して入手できなかったという理由である。50年前ならいざ知らず、なんとという誤った認識であろうか。風力にも太陽光にも地熱にも波力にも恵まれているではないか。

「山と深い海」ではなく、4枚のプレートがひしめきあっている変動帯の真っ只中に位置している国土だというプレートテクトニクスの認識こそが必要なのである。強い地震がいつ、どこで起こるのかは、現在の地震学では予知できない。列島のどこかに原発が安定に存在できる地盤があるかは知ることができない。

また、(案)は、電力需要がこれまでの

減少傾向とは異なっており、増加する見通しだと説く。データセンター、AI、半導体工場などで大量の電力が必要になるといふ。その主張の根拠の一つになった新聞などにも掲載された図1をしめす。変動幅を見るとたかだか数%の増加であって、縦軸の

図1 今後10年の電力需要の想定(電力広域的運営推進機関による)

2024.5.15 第55回
総合資源エネルギー調査会
基本政策分科会 資料1

- 毎年、電力広域的運営推進機関は、一般送配電事業者から提出された電力需要の想定を取りまとめ公表。
- 本年1月24日に公表された想定では、人口減少や節電・省エネ等により家庭部門の電力需要は減少傾向だが、人手不足対応のための省人化、遠隔化に加え、データセンターや半導体工場の新増設等による産業部門の電力需要の大幅増加により、全体として電力需要は増加傾向となった。

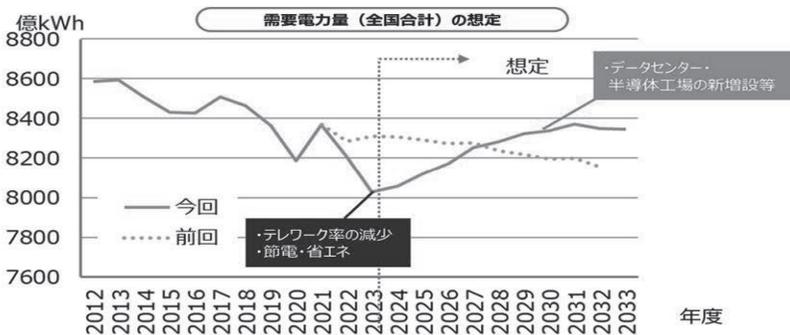
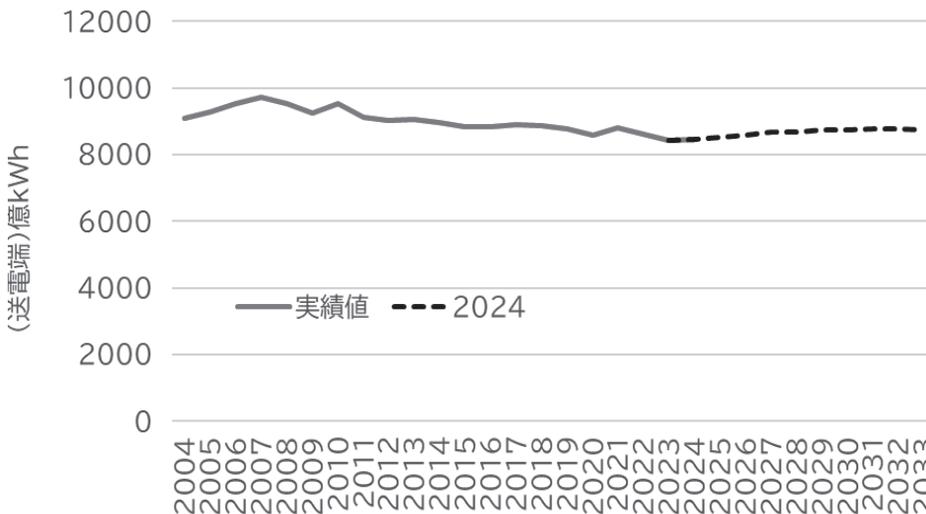


図2 縦軸をフルスケールで描いたグラフ



原点を0 kWhにしてグラフを描き直すと(図2)、ほとんど変動なしの平坦なグラフになる。いわばこの数%は微細構造である。大騒ぎするほどのものではない。再エネ、省エネ、技術革新などで、なんとでもなる範囲だ。

「再生可能エネルギーと原発をともに最大活用する」政府の方針だが、その電源構成を見る(表1)。2023年度と2030年度で比較して、前者では再エネが23%、原発が9%、後者では再エネが36%、38%、原発が20%、22%となっている。後者の値が全くいただけない。再エネの費用がどんど

	2013年度		2023年度		2030年度 (6次工本見直し)		2040年度 (7次工本見直し)	
	シェア	発電電力量 (億kWh)	シェア	発電電力量 (億kWh)	シェア	発電電力量 (億kWh)	シェア	発電電力量 (億kWh)
発電電力量(億kWh)	10,845		9,854		9,340		11,000~12,000	
再エネ	11%	1,182	23%	2,257	36~38%	3,362 ~ 3,549	40~50%	4,400 ~ 6,000
太陽光	1%	130	10%	966	14~16%	1,308 ~ 1,494	22~29%程度	2,420 ~ 3,480
風力	1%	54	1%	108	5%	467	4~8%程度	440 ~ 9,600
水力	7%	792	8%	749	11%	1,027	8~10%程度	880 ~ 1,200
地熱	0%	22	0%	30	1%	93	1~2%程度	110 ~ 2,400
バイオマス	2%	174	4%	404	5%	467	5~6%程度	550 ~ 7,200
原子力	1%	98	9%	838	20~22%	1,868 ~ 2,055	20%程度	2,200 ~ 2,400
火力	88%	9,576	69%	6,760	42%	3,923	30~40%程度	3,300 ~ 4,800
水素・アンモニア					1%	93		
LNG	33%	3,568	28%	2,804	20%	1,868		
石炭	41%	4,436	33%	3,241	19%	1,775		
石油等	14%	1,562	7%	716	2%	187		

表1 エネ基の電源構成目標

ん下がっていて、逆に、リスクを抱えている原発の建設にかかるコストが高騰しているというのに。

このような(案)が出てくる背景には、日本政府、官僚の旧態依然の思考とシステムがあるからではないか。有識者を集める政府の審議会は意見の異なる人たちが喧々諤々の議論をするのではない。最初から、審議の結果が政府の期待したようになる人選がおこなわれるからである。事務局が用意した原案について、委員各自が数分ずつコメントするだけで、座長と事務局が結論

をまとめる。これでは、ワインバーグのいうトランスサイエンスの問題を扱うことはできない。意見の異なる多様な人たち、市民たちが会議体を構成しなければならぬのではないか。現状では、パブリックコメントの価値も疑わしい。

再び、根本的な間違いを繰り返さないために、会議体の構成、審議のしかた、座長の選任、事務局の構成などを考え直すべきときが来ているのだ。

(やまぐち・ゆきお/原子力資料情報室・共同代表)

巨大電力消費と環境破壊のデータセンターはいらない

田所良平

昭島市内で巨大物流センター建設とセツトで計画されている日本最大のデータセンター(以下「GLP昭島計画」)について、その問題点と市民のこれまでの運動、今後の展望などについて、述べる。

GLP昭島プロジェクトの概要とDCCの問題点

(1) 全体像

GLP昭島計画は、巨大な物流センター3棟(高さ約40~50m)とデータセンター(DC)8棟(高さ約35m)を建設しようとする計画。その規模もさることながら、問題はその立地。「水と緑のまち」を標榜する昭島市が都市計画マスタープランにおいて「水と緑を守り育てるゾーン」と位置付け、昭島駅から徒歩10分の住宅街、玉川上水沿いに立地するパブリックゴルフ場跡地

が建設予定地である。52・73ヘクタールの緑地（4870本の樹林や芝地）のうち約40ヘクタールが喪失され、昭島市がマスタープランで定めたまちづくり計画が大きく歪められてしまうことに、市民の間で憤りが広がっている。

周辺道路はすべて片側一車線で現在でも渋滞が頻発し、騒音も環境基準を超えている地点が少なくない。物流センターが完成すれば1日11600台（うち大型車7030台）が昼夜を問わず走行すると想定されている。想定交通ルート沿いやその周辺は13校以上の小中学校の通学路と重なり、救急搬送を受け付ける病院や消防署がいくつもある。交通事故の増加、渋滞による緊急車両の立ち往生、騒音、振動や排気ガス等の公害問題の発生が避けられない。計画地がゴルフ場となる前は飛行場として利用されていた土地でもあり、PAFAS汚染源と考えられる横田基地のすぐ近く。建設により土地が大きく改変され、雨水の循環も変わることから、深層地下水100%の昭島の水道水が汚染されないかという不安が広がっている。

また、ゴルフ場に隣接する「代官山緑地」（4.4ha）にはオオタカ（準絶滅危惧種）が営巣し、アナグマ等の希少な生物も生息するほか、夏鳥、冬鳥など様々な野鳥が中継

基地とし（77種の野鳥、うち15種は冬鳥と山から下りてくる漂鳥、5種が夏鳥（渡り鳥））、17種類の東京都レッドデータ植物も確認されるなど、特に豊かな自然環境が保全されている。計画によっても「代官山緑地」自体は保存されるものの、餌場、狩り場、人工環境からの避難地帯・緩衝地帯となってきたゴルフ場の緑地がなくなるため、これらの動植物も失われることが懸念されている。

(2) データセンターの問題点

① 周辺地域の生活環境の悪化

DC8棟合計で建築面積7万4000平方メートル、延べ床面積29万1000平方メートルである。玉川上水の北側に建設予定だが、その南側にある低層住宅街は日照が遮られ特に冬の午前中の陽当たりが失われる住民も少なくない。また、ベランダから望む樹林や芝地が広がる景観を気に入って市外から転入してきた若い住民も多いマンションもあるが、目の前の高さ35mのDCの壁によって景観が失われる問題も極めて重大である。玉川上水にはホテルも生息し、毎年5月下旬、家族連れなど多くの市民がホテルをみながら夕涼みをする様子が見られる。24時間稼働のDCの光害によってホテルもいなくなると言われている。

② 電力消費は市全体の約6倍、CO₂排出は約4倍

事業者が作成した東京都環境影響評価書案によれば、DCだけで電力消費量は年間約36・6億kWh。これは、日本全体の電力消費9000億kWhの0・4%、昭島市全体（人口約11万人）の年間消費電力（約6億kWh）の約6倍に相当し、現存するすべてのデータセンターの電力消費の合計に匹敵する規模である。

また、DCの二酸化炭素排出量178・8万tも、全国の情報通信事業所と比較しても最大であり、第2位の事業所の約12倍に相当する。昭島市全体の年間二酸化炭素排出量（2021年度43万8000t）の約4倍でもある。

本件DCによって同市が掲げるカーボンニュートラル実現に向けた計画や取り組みが根底から覆される規模である。

③ 排熱による周辺地域の気温上昇等の問題

DCは、1年を通じてサーバーの冷却が必要となる（事業者の説明では、冷却方法はチラー式）。その電力消費や冷暖房設備の推奨効率をもとに単純計算すると、DCからの排熱量は、単純計算で年間約2万2000

TJ（テラジュール）。昭島市全体の年間エネルギー消費量の推定値6200TJの約3.5倍に匹敵する。わかりやすく例えて、一般的な25mプール（奥行2.5m×深さ1.35m×幅15m）約283杯分もの水を、0℃から100℃に沸騰させられるほどの熱が毎日排出されると試算できる。

専門家の試算では、現在のゴルフ場の芝地や樹林によるクールアイランド効果によつて、夏場は平均2.5℃気温が冷却されている。玉川上水北側の住民の実感としても、夏場もゴルフ場の芝地や樹林を通過してきた冷涼な風を感じられるという。しかし、緑地が失われ、コンクリートで被覆されることになり、加えて上記の排熱である。

30度を超える日がほとんどとなっている夏場の気温がDC周辺ではさらに上昇し、熱中症等の健康被害や農地への悪影響が心配されている。

市民の運動の到達と展望

2022年2月に事業者による最初の説明会が開催されてから、市民に危機感が広がった。同年5月、市民有志が「昭島巨大物流センターを考える会」を立ち上げ、学習会、集会、環境影響評価手続きにおける意見書の提出運動（調査計画書に対して232

件、環境影響評価書案に対して438件、都民の意見を聴く会では24名の公述人）、事業者や昭島市長に対する署名活動など、旺盛な活動を展開してきた。

また、2023年末には「昭島交通渋滞シミュレーション製作委員会」が発足した。市内全域・周辺地域の住民生活に広く影響する交通問題に焦点を当て、問題意識をもちながらも様々な事情から「反対」を表明しにくい市民なども参加する市民交通調査（延べ13回実施、延べ200名以上の市民が参加）を実施し、シミュレーション動画の制作・上映を行なっている（大企業や自治体も参加する「3D・VRシミュレーションコンテンツ」では、こうした活動が高く評価され準グラプリを受賞）。

影響を受ける昭島市内や立川市内の一部の自治会や小学校のPTAは、事業者に対して通学路の交通安全確保を要請したり、署名活動などを積極的に行ない、市議会での請願採択（立川市議会・西砂小学校PTA「昭島市・巨大物流センター建設に伴う交通量増加反対に関する請願」2022年9月30日採択、等）を実現している。なお、東京都議会では、交通渋滞や交通事故の問題について必要な措置を講ずること等を求める陳情が採択されている（2024年6月12日・意見付き採択）。こうした市民の声に後押しされ、昭島市

及び隣接する立川市は、事業者に対し、市の総合基本計画等との整合を図ること、交通量の抑制、交通安全対策、大気汚染、騒音・日照など周辺生活環境への配慮等を求める「要請書」を出したり（2022年11月）、環境影響評価手続きにおいても、環境や交通安全、公害防止の観点からの再考等を求める意見書を提出してきた（他方で、昭島市が本計画を是認する地区計画策定手続きを進めていることは問題であり、市民からも多くの反対の意見が寄せられている）。

こうした運動の広がりがあるもとで、2024年10月の昭島市長選では、新人候補者（筆者）が、事業者と市長との協議事項（昭島市宅地開発等指導要綱）となる交通安全対策、再エネや省エネ等について十分な対策が講じられない限り同意すべきでないことを訴え、この計画への賛否を一大争点に押し上げた。当選には至らなかったものの立候補表明からわずか1カ月間で、3期目の現職市長に4844票差まで迫った（投票率37.95%、得票率43%）。それまで民間事業者による計画のため市としてできることはないという態度であった現職市長の態度は、選挙戦を通じて大きく変わり、計画が市民生活に大きな影響を与えることを認め、何かしないといけないと考えるようになったようである。

直後11月の衆院選では、昭島市を含む東京25区の候補者4名に市民有志が本計画に對する態度について公開アンケートを実施したところ、当選した自民党の井上信治氏も含めて全員が賛成しない（3名は反対）ことで一致し、市民の懸念に理解を示し、事業者に必要な配慮を申し入れる等、回答した。

昨年10月に提出された環境影響評価手続きにおける都知事意見書は、冒頭で「都民から、自然環境の喪失、交通量の増加に伴う環境影響、健康影響、渋滞及び事故の増加並びに周辺住民との話し合い不足など多くの懸念が表明されている」と指摘し、7頁にわたって大気汚染や騒音・振動、生態系、土壤汚染、水循環、日影、風環境、景觀、温室効果ガス等の項目について、「環境保全のための措置を徹底」すること等を事業者に求めている。

これを受け、事業者は昨年12月、昭島市を通じて市内の自治会や、上記の「考える会」に対して、「話し合いの場」を求めるようになった。これまでの事業者の態度からすれば住民が納得する実質的な協議は期待し難いところではある。それでも、「話し合いの場」がもたれることで計画の確定や着工時期が先延ばしにつながる。事業者側の態度の変化は市民が声を上げてきた成

果の一つにほかならない。

12月、昭島市議会は、本計画のような巨大な物流施設やDC建設に對して現状では地元自治体がこれを規制することができず、事業者に要望することしかできないことから、法律による規制を求める旨の意見書を全会一致で採択した（この件は本年1月11日にNHKニュースでも報道された）。

昨年11月に昭島市民を中心に発足した「GLP昭島公害紛争調停団」（愛称：くじら調停団、共同代表寺西俊一（橋大学名誉教授、同二ノ宮リムさち立教大学教授）では、2月26日に東京都公害審査会に對して、公害紛争調停の申請をするべく、申請人の募集や申請に向けた準備を進めているところである。追加の調査や、環境基準を超える騒音公害や、大気汚染等だけでなく、住民の生活と密接に関わってきた動植物の自然環境の喪失、排熱等による気温上昇による健康被害等の公害の防止等を求める。

日本GLPは、環境保全への取り組みやカーボンニュートラル実現に向けた取り組み、生物多様性への配慮等を熱心に行なうことを宣言する「ESGポリシー」を掲げて、ESGファイナンスによって巨額の借入を実現しているため、本計画がこのような宣言と矛盾することを社会に告発する意義は大きい。

法律による規制の動きなど

市議会意見書採択後、経産省（資源エネルギー庁・省エネ課）は、排熱を含むDC施設全体のエネルギー管理を義務付ける法整備について、省エネルギー法で従前から未利用熱の活用を優遇してきたことに加えて、エネルギー効率の基準設定、実績の開示等、社会全体で効率改善を目指していく制度を検討していると説明している。しかし、これによって本計画の抜本的解決の実現は期待し難い。

おわりに

様々な取り組みによってテレビ報道もされるようになり、本計画がまちづくりを根底から歪め、住民の命と健康、くらしを脅かし、環境を破壊するものであることが徐々にではあるが周知されるようになってきた。市民の声によって、完成した国立市内のマンションの取り壊しを積水ハウスが決断したり、流山市のデータセンター計画が撤回された例などもあり、市民が引き続き声を上げていくことで計画の見直しが実現される可能性は、十分に残されている。

（たどころ・りゅうへい／弁護士）

藤沢から平和の発信を20年
「ふじさわ・不戦のちかい」

平和行動」

植木 裕子

きっかけは自衛隊の海外派遣への 抗議から

私たちは「ふじさわ・不戦のちかい 平和行動」の活動を2004年以来、20年間続けてきました。これは、武力による平和はNO、戦争は要らない、という市民が集まり、自分の思いを次々と語る、という活動です。

私は20年前には藤沢市議会議員をしていました。私の所属する神奈川ネットワーク運動（以下神奈川ネット）は、武力によらない平和と国連の提唱する人間の安全保障を訴えてきました。2001年9月に起きたアメリカ同時多発テロに対し、日本は「テロ特措法」を成立させ、インド洋に海上自衛隊を派遣し、補給艦による後方支援活動を行ないました。その後2003年にはイラク特措法を制定し、イラクへ陸上自衛隊が派遣されることが決まりました。神奈川ネットはイラクへの派遣は、国会の論議を持たず閣議決定したことや、戦後始めて他国の戦地で活動することに対しては憲法違

反と考え、各地で抗議のキャンドルデモを行ないました。藤沢でも平和の活動をしている何人かに呼びかけ、抗議行動を企画したところ、自衛隊海外派遣反対、戦争反対を訴える市民が多く集まりました。この市民運動を続けようという声があがったことが、「ふじさわ・不戦のちかい 平和行動」のきっかけです。

市民と超党派議員のアピール行動が 広がる

せっかく多くの市民が声をあげる機会ができたのだから、と翌年2004年から8月15日・終戦の日と12月8日・開戦の日の不戦のちかいを行なうことが決まり、「戦争はNO」「武力による平和はNO」に賛同する市民に呼びかけた結果、多くの人が集まりました。現在は100人前後の市民が集まります。また超党派の議員に呼びかけ、多くの藤沢市議、立憲民主党、社民党、共産党の国会議員も参加して平和を訴えるイベントとなっています。最初は市民や議員の3分スピーチでのアピールだけだった

のですが、多くの人に立ち止まってアピールを聞いてほしいと、歌や太鼓などの演奏や全員が参加できるコールも取り入れています。

毎年8月の行動日には平和の活動をしている高校生平和大使が参加して、核兵器廃絶と平和な世界を求めるアピールをしてくれます。また、ジュネーブの軍縮会議に原爆の恐ろしさを訴える署名も集めています。参加者に高齢者が多いなか、若い世代の人たちが核兵器に反対し、武力によらない平和な世界を、と訴える姿に希望を見いだします。

警察の介入に抗議

過去には、通行の邪魔になるとの市民の通報に警察が介入して、イベントを止めるという事件がありました。この時は時間や規模を縮小せざるを得なかったのが残念です。通報者が訴えたのは通りにくい、というだけで通行がまるきりできなくなるようなことはなく、道路使用許可が要るようなことではなかったのです。市民の表現の自由を萎縮させるような行為は断じてしてはいけないことです。その後は場所を移したこともあり、参加者はだんだんと増えてきました。

藤沢市の平和に対する意識は薄れている

藤沢市は「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」を1982年につくり、「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」を1995年につくっています。この間私たちは、平和をアピールする市民活動などから「ふじさわ・不戦のちかい 平和行動」に藤沢市の後援を得ようと働きかけました



が、核兵器廃絶だけではないアピールがあると言われ、許可が下りませんでした。近隣の大都市では毎年ピースフェスティバルを行なっていますが、必ずしも市の姿勢と合致するとは言えない団体なども参加しているのに市の後援を得ています。日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に積極的に協力すると藤沢市の条例は謳っているのに核兵器廃絶のほかは訴えられない平和

とって一体何なんだろうかと疑問に思います。平和に対する狭義な解釈は残念としか言いようがありません。

これからの活動

この20年の間に世界は、日本は、平和になったのでしょうか？ 現在もロシアとウクライナの戦争や、イスラエルのパレスチナ侵略など、世界のどこかでいつも内戦や戦争が絶えませんが、核兵器の使用もちらつかせます。日本も憲法9条を変えなきゃ、とか核兵器を持つべきと考える議員も増えてきています。段々

と戦争ができる国にシフトしてきていることが心配です。昨年、被団協（日本原水爆被害者団体協議会）がノーベル平和賞を受賞しました。原爆の被害者たちが世界に向けて、原爆の恐ろしさを訴え続けてきたことが評価されたのですが、核兵器の使用をちらつかせる為政者を牽制する意味もあつたのでしょうか。唯一原爆を落とされた日本が率先して核兵器廃絶を訴えなければなりません。日本は核兵器禁止条約に批准も署名もしていません。締約国会議へのオブザーバー参加もしない日本の姿勢は恥じるべきです。私たちは今後自治体に対し、核兵器禁止条約を批准するよう、国に意見書を出すよう、働きかけをしていきます。

始めたときには20年も訴え続けなければならぬとは、考えていませんでした。もう少し良い世の中になつていけるのではないかと楽観していましたが、この調子ではまだまだこの「不戦のちかい」を続けていかなければならないでしょう。今まで以上に不戦の誓いを盛り上げていきます。これからの人たちに戦争のない平和な社会を残す責任があります。20年たつてみんな年をとってききましたが若い人たちにバトンを渡せるまで頑張るほかないのね。

（うえき・ゆうこ／不戦のちかい実行委員会世話人）

上・不戦のちかい平和行動で司会する筆者
下・不戦のちかい横断幕

写真提供「KEN」

MZ世代が主導する尹錫悦弾劾デモの本質と 2025年の日韓国交正常化60年の 日韓市民連帯の意義

李 泳 采

1月15日午前10時33分。龍山大統領官邸で高位公務員公職者犯罪捜査処（以下、公捜処）によって尹錫悦氏は現職大統領として初めて逮捕される不名誉となった。そして、同月26日、検察は、尹大統領を拘束起訴した。韓国憲政史上初めてのことが次々起きている。2024年12月3日深夜、尹錫悦大統領の突然の緊急戒厳令宣布で始まった韓国社会の内乱政局の衝撃はいまだに進行形である。

信じられない戒厳宣布の知らせを聞いて国会に駆けつけた多数の市民が戒厳軍及び警察の国会進入を、身を挺して防いだ。その間、野党および一部与党国会議員らは壁を越えて国会本会議場に集まり、2時間ぶりの午前1時に国会は戒厳令の解除を議決した。「第2の戒厳令」を検討していた尹大統領は結局4時間後に戒厳令の解除を宣言した。世界を驚かせた6時間で終わった真夜中のハプニングだったが、世界史では最も早く終わったクーデターとして記録されるかもしれない。

緻密に企画されたクーデター

奇跡的に短時間で終わり失敗したクーデターであったが、その後の国会調査と検察・警察の捜査で明らかになった内乱の規模は想像を超えていた。「12・3内乱」事態は決して準備不足のクーデターではなかった。長い期間をかけて緻密に企画された歴代級の親衛クーデターであった。企画尹錫悦大統領・実行責任金龍頭国防部長官を中心に、防諜司令部（元保安司令部）、首都防衛司令部、情報司令部、特戦司令部、707部隊（戦時北朝鮮の首脳部を斬首する部隊）、北派工作員（HID、映画「シルミド」に登場する北朝鮮軍に偽装した韓国軍特殊部隊）など韓国最精鋭部隊が全面的に関与し、約1500人余りが動員された。実質的に全軍の指揮部が関与したのである。

これに国家情報院、警察、検察など公安当局も積極的に介入した。「国民の力」与党議員の多くが戒厳令解除の決議に参加することで、実質的に内乱事態に同調した。

また、大統領の戒厳令宣布には、国務総理による国務会議の承認が必須であるにもかかわらず、会議の開催記録もなく、韓憲法（シドクス）国務総理をはじめとする閣僚の中で、戒厳令に反対し、辞任を選んだ長官は誰もいなかった。12・3内乱事態は、大統領を首魁として、軍・警・検・政による親衛クーデターであったといえる（NPA・ITV「李泳采解説」<https://npa-asianet/>）。

戒厳軍は国会を占拠し、野党議員を逮捕して陸軍地下バンカーに監禁し、戒厳布告文を通じて言論を統制し、社会団体の集会及び政治行為を一切禁止して抵抗する市民を逮捕及び拘禁しようとした。流血事態も予想し、軍病院も確保されていた。同時に戒厳軍は選挙管理委員会を占領し、去る4月野党の圧勝で終わった総選挙の結果を、「北朝鮮のハッキングによる不正選挙」として企画し、国会解散及び再選挙による与党圧勝の構造を作り、憲法改正と長期執権まで画策しようとした。韓国映画「ソウルの春」（79年10月26日、朴正熙大統領暗殺事件以降発生した12月12日の新軍部によるクーデター事件の実話）が描いた実際のクーデター状況を連想させる計画であった。

しかし、このように緻密に準備されたクーデターはなぜ失敗したのだろうか？そこには、クーデター勢力が考慮していな

かった3つの変数があった。第1に、命の危険を感じながらも、国会に駆けつけた多数の市民の存在であった。国防長官は「衆寡敵せず」と言って、戒厳軍を撤収させたという。第2に、野党国会議員らの迅速な国会結集であった。国会議員たちは逮捕対象だったため国会へ行くことは高い危険性を伴っていたが、「死んでも国会で死ぬ」という民主化運動を経験した議員たちの使命感があった。第3に、動員された戒厳軍と中間幹部たちの「抗名」であった。軍部の指揮官は、大統領の命令に無謀に従い、自分の出世に目がくらんでいたが、戒厳軍は不当な命令を実行しないように時間稼ぎをするなど、怠慢による「抵抗」を選択したりした。戒厳とクーデターのトラウマを持っていて韓軍に40年間の民主化の中で培っていた個々人の兵士の抵抗力も働いていたのである。

12月14日、国会で尹大統領に対する「内乱による弾劾訴追案」が十分に議決され、今後は憲法裁判所の最終判決を待つことになった（最大180日までの審議）。尹大統領は「法的・政治的責任を負う」（12月7日対国民談話）という立場を覆し、「戒厳は正当な統治行為」であり、「最後まで闘う」（12月12日対国民談話）といい、弾劾反対のための右翼勢力の結集に乗り出した。これに對

して、検察と警察、高位公職者犯罪捜査処による12・3内乱事件に対する本格的な捜査も始まり、「内乱の首魁」尹大統領に対する拘束起訴に至るようになった。しかし、これは「12・3内乱」の終結ではなく、その道のりは険しい。

まず、尹大統領とクーデター主導勢力とそれを支持する右翼勢力の抵抗も激しくなるだろう。1月19日、尹大統領に対する拘束令状が發布されたことに対して、右翼青年たちによる「西部法院への襲撃とテロ」事件は、全国民へ新たな衝撃をもたらした。8年ぶりに再び弾劾の季節が訪れたが、社会全体の分裂の時間も同時に始まったといえる。そのため、憲法裁判所はできるだけ早い審理を行い、憲政秩序の回復を図るだろう。

韓国理解の前提

一方、失敗した親衛クーデター事件という悲劇が発生した一方、10・20代のMZ世代がろうそくの代わりにペンライトを持ち、民衆歌謡ではなくK-POPを抵抗の歌として活用しながら、ろうそく市民革命をK-POP CON（毎年日本や世界で開催されているK-POPコンサート）のような文化祭に切り替える新しい政治文化と希望も同時に見える。だが、日本では、韓国の現状は非

常に不安定で、再び「反日」政権が登場しないだろうかという懸念の声も高まっている。しかし、決して韓国の現状が無秩序や「反日」を目指すことはない。日本で韓国の現状を理解するためには、以下の3つの認識を考慮する必要があるだろう。

第一に、国民主権が実現された現在の憲法と、権力者を弾劾できる憲法裁判所の仕組みへの認識である。韓国は87年以前まで独裁政権により権力者の長期政権を目的に数回憲法を改定した。だが、現在の憲法は87年6月民主化大抗争を通じて国民が勝ち取った憲法である。大統領の権力を「5年短期制」に限定し、権力は国民による（第2条）ので、国民が作った憲法を守らない最高権力はいつでも弾劾できるといふ認識である。

国会議員（300人定員）の3分の2にあたる200人以上で可決された弾劾案は、三権分立の原則によって憲法裁判所が再びその判断を審査することになる。憲法裁判所は、民事や刑事裁判とは違って、大統領の行為に対する憲法違反の可否と、その違反行為の重大性を共に判断する。

2016年、朴槿恵大統領弾劾の場合、財閥献金など収賄罪による憲法違反行為に当たっていたが、弾劾容認の主な理由は、その違反の「重大性」に該当するものであっ

た。憲法裁判所が判断する違反行為の重大性というのは、国民から権力を委ねられた権力者が憲法を守る意思がなく、国民の信義を裏切ったため弾劾されたが、再び戻ってもその信義を得ることができないだろうというのが弾劾の主な原因であった。

日本のメディアでは、憲法裁判官がろうそくデモなどによって圧力を受けるポピュリズム裁判だという批判もある。これは憲法裁判官の判断基準を知らない表面的なコメントである。憲法裁判所の主な判断基準は腐敗よりも、国民と権力者間の信頼関係である。12・3内乱事態の場合、生放送で大統領の戒厳令の宣布と、国会に武装した軍隊が入り、議員たちの立法行為を妨害しようとしたのである。それにより、国民の70%が尹大統領の弾劾に賛成している。憲法裁判所の判断基準は、尹大統領が憲法を守る意思があるか、国民の信頼を取り戻すことができるだろうか、という点である。常識ある国民なら誰でもその結果をわかっているはずだ。

日本には、裁判官を弾劾できる制度はあるが、権力者を弾劾できる憲法裁判所のような機能はない。腐敗や無能力により国民の信頼を失い、窮地に追い込まれたら首相が議会解散を通じて、危機を乗り越えることができる。安倍首相の場合、権力を私物

化していることで独裁者だという批判の声も多かったが、「弾劾」はできず、最長寿首相としてその任期を終えている。

第二に、軍事政権30年に対する韓国社会の体験と、民主化の定着と実現のために努力してきた40年余りの成果がある。韓国は61年の朴正熙軍事政権の登場以降、80年全斗煥政権、87年盧泰愚政権を経て92年金泳三政権登場するまで、約30年間の軍事独裁政権を経験している。80年5月光州では、戒厳令の下で、戒厳軍により数多くの市民が虐殺された悲劇が起きていた。87年6月民主化抗争以後、現在に至る約40年以上、4回のろうそくデモ（02年女子中学生追悼、04年盧武鉉大統領弾劾反対、08年米国産牛肉輸入反対、16年の朴槿恵大統領弾劾）を通じて、市民主導による参加型民主主義が定着し、軍事クーデターは二度と不可能だという自負心もあつた。

しかし、尹錫悦大統領は歴史を44年の軍事政権時代に戻すことを目指した。国民はここまで積み重ねてきた民主主義が再び崩壊する現実に命をかけて抵抗したのである。10・20代のMZ世代は、歴史教科書でみた戒厳令、戒厳軍を直接体験する信じられない現実を体験しながら、「戒厳令事態を通じて初めて父の民主化運動を理解することができた」「今もこんなにもどかしい

のに、80年5月の光州はどれほど孤立と恐怖と悲しみに包まれていただろうか」のような言葉を吐き出している。

第三に、尹錫悦弾劾デモは韓国内の民主主義を守ろうとする側面もあるが、同時に東アジアの平和を守ろうとする闘いでもある。日本では、尹大統領・岸田首相が12回の日韓首脳会談を行ない、日韓関係を改善し、「最も親日的な政権」だと尹大統領の弾劾に対して残念な反応もあるようだ。しかし、尹・岸田政権が主導した韓日関係改善の実体は何だろうか？

韓日関係改善は韓米日軍事協力の強化のための条件であつた。尹大統領は、選挙時から「力による平和」を主張し、北朝鮮に対する先制攻撃能力の強化と米国の核戦力の共有を主張してきた。日本の岸田政権も敵陣地攻撃のための予算増額と日米韓共同軍事訓練に積極的に参加してきた。日米韓軍事協力の強化は、キャンプデビッド会議を通じて核兵器使用を前提とする第2の朝鮮戦争体制で、対北朝鮮に軍事的な圧迫を強化したのである。これに対して北朝鮮は戦術核と戦略核の実戦配置と多様な核弾頭を搭載できる中・長距離ミサイルの開発に成功した。また、中・朝・口間の軍事協力の強化で日米韓軍事的な脅威に対抗した。

武力で北朝鮮を統一するシナリオ

尹大統領は戒厳令宣布のための前提条件である「戦時および準戦時」の状況を作るためにいくつかのシナリオを直接実行した。まず、平壤に韓国軍（情報司令部）の無人機を発射して北朝鮮の指導部を刺激し、戒厳令宣布の1週間前には、北朝鮮の汚物風船発射地に対して合同参謀総長にピンポイント攻撃を企画させていた。また、北朝鮮を刺激して局地戦に引き込む戦略が失敗すると、今度は韓国軍内の北派工作員（HID）を動員して北朝鮮武装ゲリラによる内乱状態を作ろうとした。さらに恐ろしいのは、クーデター勢力は、米軍を攻撃し、北朝鮮による攻撃として見せつけ、米軍による北朝鮮爆撃と、韓国と北朝鮮の軍事衝突の拡大により、武力で北朝鮮を統一するシナリオまで準備されたという。北朝鮮の理性的判断と抑止力によってクーデターが失敗したともいえるだろう。

東アジアの平和のために

現在、韓国の市民とMZ世代が尹錫悦大統領弾劾に向き合っているのは、韓国の民主主義の回復だけではない。戦争狂を引きずり下ろし、東アジアの平和を守ろうとする闘いでもあることを認識する必要がある

だろう。

ハン・ガンは、ノーベル文学賞受賞所感で「過去が現在を助け、死者が生きている者を救う瞬間」と述べていた。悲劇的な状況ではあるが、これを悲劇としてだけ見ず、その時代の「少年が再び私たちに近づいてきた」という。彼らを無視せずに抱きしめて、私たちの世代が彼らの犠牲と痛みを分かち合い、連帯することを呼び掛けていた、彼女の小説の内容のように、今MZ世代がそれを実践している。悲劇を悲劇で終わらせず、希望に切り替えることができたのは、文字通り「死者が生きた者たちを生かしているから」である。小説が小説に留まらず、まさに歴史を再現している体験の中で、みんなが80年5月光州の道庁で最後に抵抗したその少年として生まれ変わっているのである。

戦後日本は、朝鮮半島の分断と「親日」反共保守政府への支持と、南北若者たちの兵役という犠牲の上で、日本の平和を守ってきた。しかし、こうした安保意識だけでは、現在の韓国のMZ世代が熱望する新しい韓国を理解することは容易ではないだろう。朝鮮戦争の終結による平和体制の共有、尹錫悦弾劾と新しい民主政府の誕生による民主主義と人権の共有、日本軍慰安婦問題及び強制徴用工の賠償問題など、戦後補償

問題の解決を通じた植民地支配清算による歴史認識の共有、という「真の価値共有」を通じて韓日関係が新たに構築される時、韓国のMZ世代がペンライトを振って熱唱する少女時代の歌「Into The New World」の意味を日本社会が理解することになるかもしれない。

2025年は日韓国交正常化60年目にあたる。尹錫悦弾劾と民主主義の回復、平和体制の構築は韓国市民社会の力だけでは実現できない。韓国の民主化運動について長い間支持をしてきた日本の市民社会が韓国の民主化運動に対する支持と、戒厳政府に反対し、真の日韓友好関係を構築するように日本政府に対して声を上げることが、民主主義の実現、平和構築、そして植民地清算のために闘っているパレスチナ民衆など世界市民連帯を実現していく、今後新しい60年間の日韓関係を形成する礎になるだろう。

（イ・ヨンチュエ／恵泉女学園大学国際社会学科教授）

女性の権利を国際基準に！

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を！

亀永能布子

日本は女性差別撤廃条約を1985年に批准した。今年は批准40年である。この間、日本社会のジェンダー平等は進んできただろうか。ジェンダーギャップ指数146か国中118位という現状は、日本が国際的なジェンダー主流化の流れに完全に遅れていることを示している。なぜなのか。

女性差別撤廃条約には条約の実効性を確保するための3つの制度がある。日本はそれのいずれも不十分な対応しかしていないか、あるいは制度を使うための選択議定書をそもそも批准していないからである。それは、「条約は批准したが、完全に実行するつもりはないよ」と言っているのと同じことなのだ。

女性差別撤廃委員会の勧告

女性差別撤廃条約の実効性を確保する3つの制度とは、①国家報告制度 ②個人通報制度 ③調査制度である。

国家報告制度とは、条約の締約国が定期的に条約実施状況を国連女性差別撤廃委員会（以下CEDAW）に報告し、委員会の審

議を受け、CEDAWから勧告（総括所見）が出される、という制度である。

2024年10月、日本報告に対する審議が8年ぶりに行なわれ、CEDAWから日本政府に対する勧告が出された。日本から100名近いNGOメンバーが審議の傍聴と女性差別撤廃委員に対するロビイングを行なうために、ジュネーブに赴いた。事前にNGOから60本ほどのレポートが提出された。委員はNGOレポートを読み、ロビイングで得た情報をもとに、日本政府に質問し、日本政府代表団が答えるというやりとりを、条約の条文ごとに行なった。このプロセスは「建設的対話」と呼ばれる。

2024年、日本政府に対して出された勧告は、多岐にわたり踏み込んだものが多い。これまでに何度も勧告を受けている、選択議定書の批准や雇用における女性差別、「慰安婦」問題、条約を国内法に取り入れること、などに加えて、今回初めて出された勧告も、沖縄における米軍の性暴力の防止・処罰・被害者への補償、ジェンダー平等省の創設、第6次男女共同参画基

本計画の策定における女性や市民社会との連携、日本企業の責任「ビジネスと人権」など、多数ある。

中でも、2年以内に進捗状況の報告を求められたフォローアップ項目が4点ある。

①選択的夫婦別姓のための民法改正 ②女性国会議員を増やすための暫定的特別措置としての供託金の減額 ③緊急避妊薬を含む安価な近代的避妊法へのアクセスの提供 ④妊娠中絶における配偶者の同意要件の撤廃、である。

日本政府にはCEDAWからの勧告を誠実に履行する義務がある。2025年は第6次男女共同参画基本計画策定の年である。ここにCEDAWの勧告を盛り込むことが、まず政府と市民社会の協働でやるべきことである。

個人通報制度はなぜ必要なのか

女性差別撤廃条約の実効性を確保するための2つ目の制度は、個人通報制度であり、3つ目の制度は調査制度である。この2つは女性差別撤廃条約選択議定書に規定されている。日本は選択議定書を批准していないので、日本の女性はこの制度を使うことができない。これが日本のジェンダー平等を押しとどめている大きな原因である。

国連で女性差別撤廃条約が制定された



外務省に申入書を渡す女性差別撤廃条約実現アクションの浅倉むつ子共同代表

のは1979年であるが、20年遅れて、1999年に選択議定書が制定された。条約を批准しただけでは実効性が確保されないからである。現在選択議定書を批准している国は、本体の条約を批准している189カ国中、115カ国ある。OECD加盟国の38カ国中30カ国が批准している。個人通報制度とは、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害されたとき、CEDAWに通報して救済を求めることができる制度で、個人、またはグループで通報できる。ただし、通報が受理されるためには、国内で権利救済の手続きを尽くしてもなお権利救済されない時という条件がある。日本の場合は最高裁まで争っても救済されなかった時である。したがって、個人通報制度を使うには結構ハードルが高い。国内で闘っていないければ、CEDAWへの個人通報はできないし、国内の裁判で、女

性差別撤廃条約に定められている権利が侵害されていると訴えて争わなければならぬ。では、活用するためにはハードルが高い個人通報制度がなぜ必要なのか。個人通報制度が使えるようになると、日本はどうなるのか。

日本では、男女賃金差別裁判をはじめ、夫婦別姓を求める裁判、婚外子差別を温存する戸籍の規定の撤廃を求める裁判など、最高裁まで争っても権利侵害が認められていない例がたくさんある。日本の裁判所は女性差別撤廃条約を判断基準に取り入れていない。判決に女性差別撤廃条約違反を認定した判例は1件もない。これは、憲法98条2項「日本国が締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」の違反である。委員会からは何度も条約を国内に適用するよう求められているが、日本政府の立場は、「条約は国の義務を規定するもので、直接個人の権利を規定するものではない」というものであり、今回のCEDAWの日本報告審議の場でもこの答弁を繰り返した。「だったら、国の義務をさつさと履行せよ」と言いたいところであるが、この答弁は間違っている。女性差別撤廃条約が規定しているのは、私たち一人ひとりの権利である。そうであるがゆえに、一人ひとりの権利保障

のために個人通報制度があるのだ。

個人通報制度の意義は、個人の権利保障をすることともに、日本の司法判断を国際的な人権基準に照らしてチェックし、その歪みを白日の下にさらし、司法を変革する近道になるということである。裁判官が行政に忖度して、憲法判断を行わず、人権侵害を認めようとしない日本の裁判の現状を変える重要な方法の一つが、個人通報制度の導入なのである。

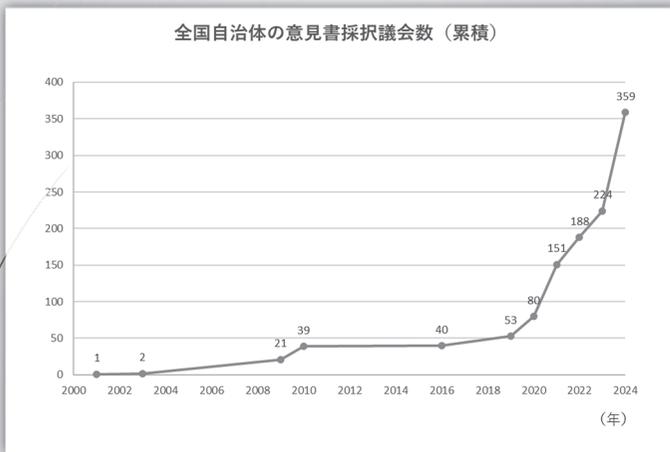
調査制度とは

女性差別撤廃条約の実効性を確保するための3つめの制度は、調査制度である。調査制度とは、CEDAWが、条約に定める権利の重大な、または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合、当該国の協力のもとで調査し、国に調査結果を意見、勧告とともに送付する制度である。世界では、たとえば、メキシコの若い女性の大规模誘拐・殺人の例、フィリピンのマニラ市で市長が近代的中絶へのアクセスを禁止した例、キリギスタンの略奪婚、マリの女性の性器切除(FGM)などの実例がある。日本でも、個人通報制度にはなじまない人権侵害の事例でも、権利侵害が制度化される可能性がある。

高まる選択議定書批准を求める声

選択議定書批准について、日本政府は国会答弁でもCEDAWに対して、二十一年一日のごとく同じ文言を繰り返している。いわく「本条約選択議定書が定める個人通報制度については本条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識している。個人通報制度の受け入れに当たっては、我が国の司法制度や立法

今年、これまでに135議会！



* 2024年12月22日現在、359議会

政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制の検討課題があると認識している。『個人通報制度関係省庁研究会』において、人権諸条約に基づき設置された委員会に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、同委員会の対応について研究を行っている。最近では、2019年4月と2020年8月に同研究会を開催した。引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、制度の受け入れの是非につき、真剣に検討を進めていく」〔女子差別撤廃条約第9回政府報告・女子差別撤廃委員会からの事前質問に対する回答〕問1への回答の4)

女子差別撤廃条約第9回政府報告（仮訳）参照

これまでに23回研究会を行なったと言っているが、2005年から年1回程度開催しているにすぎず、検討課題の内容は具体的に明らかにしていない。「やっているふり」である。批准にあたって新たな立法は必要ないし、日本の司法制度に抵触するものではないことは、すでに国会において法務省が答弁し、とつくにクリアされている。

女性たちの選択議定書批准を求める運動は、20年以上なされているが、特に2019年に女性差別撤廃条約実現アク

ションが結成されてから、集中的な取り組みを行ってきた。国会請願署名、議員による国会での質問要請、院内集会開催、地方議会の意見書採択、シンポジウム、街頭でのアピールなど。なかでも、批准を求める地方議会での意見書採択運動は全国に広がり、2024年12月現在359の地方議会で意見書が採択されている。その半分以上は、全会一致で採択されており、与党系会派を含めて批准を求める声が上がっていることがわかる。衆議院で与党が少数になった2025年の通常国会でぜひ選択議定書の批准を実現したいと思う。それが、日本の女性の権利を国際基準にする最初の一步なのだ。

（かめなが・のぶこ／女性差別撤廃条約実現アクション事務局長）

編集部追記 本誌の編集作業中の29日、外務省がCEDAWを日本の拠出金の使途から除外することを決め国連側に伝えたことが明らかになった。昨年10月のCEDAWの勧告に「男系男子」の皇位継承を定めた皇室典範の改正があったことへの抗議の意図を示すものだという。この愚挙に対し女性差別撤廃条約実現アクションは30日外務省に措置の撤回を求める申し入れ書を提出した。

ガザのジェノサイド…… ビッグテックとサイバー戦争

小倉 利丸

戦争の枠組みが変わってきた

コンピュータ技術が情報通信のネットワークとビッグデータやAIと組み合わせられて兵器のシステムと統合するようになったことで戦争の枠組みは根底から覆されてきた。

その端的なあらわれのひとつが、ガザにおけるイスラエルのジェノサイドだろう。ガザで起きているジェノサイドの状況は比較的よく知られているとはいえ、ジェノサイドが「大量殺戮」と訳されることもあって、もっぱら人への大規模な殺傷行為だと誤解されている場合が多いのではないか。ジェノサイド条約が定めているジェノサイドの定義は、もっと幅広いものだ。条約の定義では「国民的、人種的、民族的又は宗教的集団を全部又は一部破壊する意図をもつて行なわれた」行為であり、具体的には、集団殺害の他に、重大な肉体的又は精神的な危害を加えること、肉体の破壊をもたらすために意図された生活条件を集団に対して故意に課すこと、出生を防止することを

意図する措置、集団の児童を他の集団に強制的に移すことも、ジェノサイドと定義している。国際司法裁判所も国際刑事裁判所も、こうしたジェノサイドの罪として挙げられている行為を対象にして審理が進められてきた。

イスラエルがジェノサイドを可能にしたのは、大規模な破壊を迅速効果的に行なえるだけの軍事インフラを構築できたことと、ジェノサイドの行為を隠蔽し、国内世論を戦争へと駆り立てる情報戦である。この2つに実は、米国のビッグテックが密接に関与してきた。

標的の生産とAI

ガザの空爆は無差別空爆ではなく計算された破壊行為だ。爆弾ひとつひとつについて、その爆弾がどこに投下されるべきものなのかあらかじめ把握された上で供給される爆弾の量にあわせて大量の標的に対して攻撃が行なわれてきた。

イスラエルのガザでの計画的な攻撃には2つの目的がある。ひとつは、自分たちを

守ってくれないという批判感情を喚起させてハマースへの支持を切り崩すために、住宅、公共施設、インフラ、高層ビル群など、イスラエルが「パワーターゲット」と呼ぶ社会インフラを大規模に破壊することだ。もうひとつは、ハマースの戦闘員や関係者を殺害するという名目での大量殺戮、である。

ガザへの空爆は、ガザ住民の基本的な人口データ、どこに誰が住んでいるのか、誰がハマースの戦闘員なのか、何の目的の建物なのかなど詳細なデータを前提に行っている。ガザが天井のない刑務所と言われてきたように、長年にわたってイスラエルが把握してきた情報の蓄積による。他方で、日々変化する人の移動を把握する必要があり。これらのデータを元に、AIを駆使して爆撃の標的を決める。巻き添えとなる死者の数もあらかじめ想定されている。ハマースの上位の人物の殺害なら1000人規模の巻き添えがあっても許容される。「+972マガジン」の報道では、標的を生み出す「ラベンダー・システム」は、ハマースやパレスチナ・イスラム聖戦（PIJ）の戦闘員を爆撃対象としてマークするように設計されているという。10月7日時点で、空爆対象者を3万7000人リストアップし戦争の最初の数週間の軍の行動はほぼこ

のラベンダーに依存していたという。これに加えて、「Where's Daddy?(パパはどこ?)」と呼ばれる標的の個人の移動を追跡して家族の住居に入ったときに爆撃を実行するシステム、武装勢力の活動拠点とみなされる建物などをマークする「ゴスペル」というシステムがあり、これらが連携して爆撃が行なわれてきたという。

標的の数と規模の上限は利用できる弾薬によって決まるから、米国など西側諸国が武器を供給しつづけることで、この標的生産の上限が拡がり、犠牲が増え続けることになる。しかも、イスラエルの国会や政権、軍には、ガザからパレスチナ人を排除して完全に占領することを主張する極右の影響がある。彼らにとって、ガザのパレスチナ人は誰であれ、排除の対象とみなす。UNRWAはハマースの手先であり、ガザの保健省もハマースの組織であり、ハマースの関係者が負傷して病院にいれば病院が標的になる。ガザのジェノサイドを報じるジャーナリストはハマースのプロパガンダの手先とみなされる。あらゆる口実を用いて次々に標的が生産される。

ガザ攻撃に加担するビッグテック

今回のガザとの戦争に先立って、2021年、Google・Amazon Web Services

(AWS) は、12億ドルでイスラエル政府とクラウド・コンピューティング・サービス、AI、機械学習機能の提供契約を結んだ。Project Nimbusとして知られるものだ。翌年、Googleはイスラエルにクラウドセンターを設立して顔検出、自動画像分類、物体追跡、写真や音声、テキストの感情分析などの高度なAI機能を提供することになる。

他方でイスラエル軍は従来からMamramと呼ばれる独自の「軍事作戦クラウド」を保有していた。これは爆撃の標的の特定、ガザ上空の無人偵察機の映像データ解析、攻撃・指揮・管理システムなどが含まれている。しかし、10月7日以降大規模な軍事行動に必要な情報処理能力をまかなえなくなる。そこで、事実上無制限にいくらかでもデータを蓄積でき高度なAI処理が可能なAmazonのクラウドサービスが利用されるようになる。

他方Googleはイスラエル国防省に対して、データの安全な保存・処理、GoogleのAIサービスの使用が可能なクラウド・インフラへの特別なアクセス環境(ランディングゾーンと呼ぶ)を提供している。同社は2024年3月に国防省と新たな契約を締結し、「複数の部隊」がGoogleの自動化テクノロジーにアクセスできるようにもして

いる。世界有数の諜報機関と高度な監視技術売り物にする民間企業を抱えているイスラエルですら、自国だけでは戦争に必要なデータ処理をまかなうことができない。なるくらい戦争の規模が拡大し、これを米国のビッグテックが下支えしているのだ。

このようなGoogleやAmazonのジェノサイドへの加担に対して、これらの企業やテック産業で働く労働者による内部からの告発や抗議の運動が続いてきた。2021年にProject Nimbusに対して「パレスチナ人に危害を加えるために使用されるテクノロジーをイスラエル軍や政府に供給するという雇用主の決定を支持することはできない」という抗議声明が出される。ジェノサイドの批判がありながら、企業の経営側はパレスチナ人の異議申し立てを封殺する行動をとり続けている。労働者の抗議行動は、解雇者や逮捕者を出しながら現在も継続されている。

情報戦とビッグテックの検閲と拡散

ビッグテックと今回のガザ戦争の関係で、重要な役割を果たしたのがFacebookやX、Instagram、YoutubeといったSNSの情報発信環境だった。戦争ではSNSは検閲とプロパガンダの手段になる。

こうしたSNSは様々な手法で投稿や拡

散を制御している。たとえば、規則違反と判断されたコンテンツの削除やアカウントの停止または削除は見えやすい措置だが、それ以外に、アカウントのフォロワーやタグ付けができなくされたり、一部の機能が使用制限されたり、通知なしに個人の投稿、ストーリー、アカウントが他のユーザーからはわかりにくくされ拡散しにくくされる「シャドーバンニング」と呼ばれる手法などがとられる。イスラエルではこうした規制が繰り返し行なわれてパレスチナ人の言論を封殺すると同時に、イスラエルを支持する国際世論を形成するために、主に欧米諸国のSNSでの情報発信にも検閲や拡散のコントロールが加えられてきた。こうした傾向はヒューマンライツウォッチなどの国際的な人権団体からも繰り返し批判されてきたが、この傾向は続いている。

イスラエル国内の支配的な言語はヘブライ語で、マイノリティのアラブ・パレスチナ人がアラビア語話者になる。戦争の状況はこの言語環境を背景として、イスラエル国内における検閲と戦争への大衆的な動員にビッグテックのSNSが重要な役割を果たしている。よく知られているようにSNSには特有の拡散力がある。パレスチナ人をテロリストとレッテルを貼ったり、ヘブライ語によるジェノサイドを煽るような

メッセージに対してSNS企業は容認し、結果としてヘイトスピーチなどが一気に拡散される傾向が生み出される。他方で、アラビア語での情報発信においては、パレスチナへの支持、イスラエル政府や戦争批判の投稿への規制やアカウントの停止処分が繰り返されてきた。こうしたSNSの検閲や意図的な拡散が、戦争翼賛の世論をつくりだしてきた。

こうして、情報発信の仕組みそのものを制御する力をもつビッグテックが政権の意向や意図を汲んだ行動をとることがビジネス上の収益に直結する構造が戦時体制では形成される。現在のビッグテック支配のSNS環境は、反政府的な言論やマイノリティの人々の言論に対して平等な情報発信の基盤にはなりえなくなっている。

監視と情報戦には停戦はない

1月20日に暫定的な停戦が発効したが、これはサイバー領域には適用されないだろう。イスラエルによるガザに対する網羅的な監視は継続され、停戦が破られれば直ちに攻撃が可能な状況が作られるだろう。SNSの検閲と敵意の拡散もまた続くに違いない。これらにビッグテックが大きく寄与して莫大な利益を得ることになる。戦争のこうした局面に私たちはより強い関心を

もつ必要がある。同時に、Facebook、Youtube、X、Amazonなどジェノサイドに加担する企業のサービスを利用する日本の反戦平和運動の活動家たちにも、これらのサービスを利用することの是非をどう考えるべきか、ぜひ議論を深めてほしいと思う。

(おぐら・としまる/JCAINET理事)

付記 本文で紹介している具体的な事実関係の詳細については、私の下記のブログを参照してください。



皇室情報の検証——〈象徴天皇教〉と憲法をめぐる問答⑬

象徴天皇制は民主化(人権化)できるのか？

天野 恵一



イラスト：ほしのめぐみ

——24年の12月23日は「上皇」さんが91歳になって祝賀行事、12月1日は天皇の娘愛子さんが23歳の誕生日、12月20日は秋篠宮の悠仁さんが、東大ではなくて筑波大への入学が決まりました。皇位継承権のある皇族が学習院以外の大学へ進学するのは戦後初めて。アツこれに秋篠宮家の次女佳子さんは、12月29日で30歳の誕生日を迎えましたね。週刊誌中心に、皇室情報はあふれています。こうした問題については、天野さん、いろいろコメントしたいことがあると思います。愛子女性天皇へキャンペーンと秋篠宮家バッシングという基本トーンは、大きな変化はないようですか。こうした問題については、必要があれば次回以降にふれていただくことにして、今回は予告通り、共産党の皇室典範「違憲」論を論拠にした女性天皇制賛成論への転換という問題について、キチンと具体的に論ずることに、時間をさいてください。

天野 11月25日の秋篠宮の誕生日の記者会見での、バッシングへのストレートな対応発言もありましたね。ネットでの右翼のバッシングがマニアの攻撃はエスカレートしているようです。でもこの奇妙によじれた

事態をあらためて整理する課題は先に廻して、今回はその点に集中しましょう。

まず、「『新自由主義』とナシヨナリズム——安倍政権下で加速される改憲策動」(『インバクシヨン』157(2007年4月)号)の渡辺治さんと私の対談、読んできましたか。ここでの渡辺発言の確認からいきます。読んでみましたか？

——もちろん、司会者は入っているけど、二人の長い長い発言が続く、長い対談、読んできましたよ(笑)。

天野 渡辺さん、大変なもの知りで、鋭い理論家だから、彼がとめどなく話し、私はアタフタ対応しているだけです(笑)。でも確かに長いね。読み直してみても、あらためて思った。まず、小泉純一郎政権は女性(女系)天皇は実現ギリギリのところまで一回いっているわけですが、それを安倍政権がストップしてきた。その点をめぐるやりとり。

私の「だけど、女性天皇にした

方が安定感という意味では……」の発言を受けて、渡辺さんは「あるんですよ」と答えて私の「イデオロギー的な総合力でも、おそらく国民的な支持というレベルでも、それは小泉の判断通りで……」との発言には、「だからそのほうが『怖い』わけですよ。ところが安倍は、やはりタカ派の後ろ盾を持っているので新保守主義的教条主義に縛られてできないわけです」と対応していますよね。

スペースの関係もあるから、ストレートに行きますね。次に2016年8月8日の明仁天皇の「お気持ち」なるメッセージが発せられた「生前退位」という「代替わり」儀式のスタートの時点で刊行された吉田裕・瀬畑源・河西秀哉編(岩波書店)の『平

平成の天皇制とは何か

制度と個人のはざままで

岩波書店

編者 田 裕 源
吉 瀬 西 秀 哉

編者 堀 正 直
宮 本 正 樹
山 口 剛 臣
森 平 治
渡 辺 治
西 村 裕 一

成の天皇制とは何か——制度と個人のはざままで」(2017年)に収められた渡辺の「近年の天皇論議の歪みと皇室典範の再検討」で、いろいろな歴史がよく整理して語られていて、勉強になる点は少なくないけど、そこで結論的にこう主張してます。「女性天皇を認めることは当然である」。自分が象徴天皇制支持を拡大させる「恐い」方針と論じたものへ、アッサリと加担してしまいだしていますね。

憲法解釈をめぐる論議としては、こう主張して張ります。

「ではどうするか。憲法施行後にすすんだ天皇と憲法の民主主義、人権原則との矛盾拡大を逆転し、改めて憲法の象徴天皇制とそれに対応した皇室制度へ向けての改革を進めなければならない。象徴天皇制の方では肥大化した『公的行為』、皇族の『公務』の見直し削減が第一歩となる。明仁天皇が『全身全霊』をもって取り組んだ被災地訪問も、『公的行為』としてはやめるべきだ」。

——女性天皇路線への変更がおかしいのはわかったけど、こうしただけは天野さんたちの、象徴天皇の「公的行為」の拡大は「国事」のみの憲



法の原則にすら反している、という批判と同じじゃないの？

天野 ウーン、決定的に違う問題があるんですね。そこが重要な論点だと思います。

渡辺さんには『日本の大国化とネオ・ナショナリズムの形成——天皇制ナショナリズムの模索と溢路』(櫻井書店・2001年)という、戦後の天皇制ナショナリズムと保守(自民党)政権の歴史を、その変化と連続するものを分析した力作があります。そこに収められている「戦後憲法学と天皇制」という論文。その中で、自分の独自の理論的立場を明確に整理しています。

そこで示されている立場から、大きく後退してしまっているんですよ。

——エッ、そうなの。

天野 ハイ、その結論的な問題にいく前に、今回、それを私も読み直してきたんですが、忘れてしまったている問題を再発見しました。少し回り道になりますが、そのことからいきたいと思います。

——いいですよ。どうぞ。私、読んでいませんから、キチンと内容を紹介してください。

天野 あの、戦後の大物政治家で、女性天皇論を言い出した人物は、だれだと思いませんか？

——ウーン、わからない、小泉以前にいますか？

天野 ハイ、います。中曽根康弘です。

天野 意外でしょう。渡辺さんのキチンとした整理を引きましようね。

「五〇年代は復古主義の動きだけが一方的に巻き起こったわけではなかった。日本国憲法の象徴天皇像を前提にして、新しいイギリス型の君主として、戦後の民主主義社会における国民統合のシンボルとして天皇を宣伝しようという動きも保守政治の中から出てきたのである。この動きは、復古主義に対する国民の嫌悪感や戦後民主主義運動の反発をにらみながら、そうした復古的な天皇制では国民の反発をかうばかりなので、むしろ開かれたマイルドな皇室に転換すべきだ」という判断のもとに、前者

の動きとは距離を置いて、天皇帝の新しい利用を模索したのである。／その典型が、若い保守の政治家として売り出し中の中曽根康弘が展開した天皇論であった。当時、中曽根康弘は若い保守の政治家として頭角をあらわしつつあった。彼は八〇年代以降、タカ派の復古主義者の代表のようにいわれているが、彼の経歴をながめると決してそう単純に割りきれぬ人物ではない。彼は、明らかに戦後保守の担い手のひとりであり、日本国憲法の制定にともなう戦後社会の変化の不可逆性を彼なりに掴まえたうえで、日本のナシヨナリズムをどのように再建していくかを考えた政治家として注目される」。

この後、中曽根が昭和天皇退位論（皇太子による新しい象徴天皇づくり）論者であったことを紹介した後、実は改憲へ向けた「自民党憲法調査会」の中で、中曽根らは、長老たちの天皇「元首化」プランに反対し、「象徴」として定着している新しい天皇像をより強力に浸透させるために、「開かれた皇室」の必要を力説していたのであるということが語られ、こう続く。

「ちなみに、憲法調査会議で中曽根が展開した天皇論は、こうした新しい天皇像、

皇室像を鮮明に打ち出していた。中曽根は、開かれた皇室をつくるために皇室典範を改正し、男女平等すなわち法の下の平等に適合するように女帝も認めるべきだと主張し、また、皇室が広く国民に開かれたものとするために、皇太子の『お后』は華族ではなく、国民から迎えるべきことを主張したのである。／『日本は、天皇といいますが、皇族というものは国民大衆の生活の中に染みこむような人間天皇というものを確保しなくちゃいけないと思うのです。そういう点から私は女帝を認めてもいいと思うのです。それから皇族や天皇の取り扱いというものをおそらく昔のように華族の藩屏で取り囲むというやり方は感心しない。たとえば皇太子が結婚する場合も、学習院出でなければならぬとか、公爵以上の血縁でなければならぬとか、そういう考え自体が非常に古い考えです。極論を言えば、田舎の百姓の娘でも、聡明で、健康で、代表的日本人なら、私は結婚の資格があると思うのです。退位の自由も認めていい』（傍点引用者）と」。

——ワーツ、「大衆天皇制」の提案をしていたんですね。

天野 ウン、すぐ現実となった宮内庁の清泉信三路線と同じですね。それと、渡辺さんのこのくだりの最後の文章が大切。中曽

根のような「こうした考え方」は、「安倍闘争を経た六〇年代には、保守政治の天皇論の主流になっていくのである」。

「女性天皇論」へののめりこみは、かつての保守政治の主流であった象徴天皇制活用論への今日的合流以外の意味を持たないことを、渡辺さん自身が歴史的に論証してしまっているわけです。

さて、憲法解釈学の問題の方へ移りますね。

「戦後憲法学と天皇制」で、昭和天皇の重体報道から始まる、人々をそして日本社会全体を巻き込んだ（自粛）騒ぎに象徴される、「市民的自由をいとも簡単に広範に侵害しえた」ウルトラな「天皇現象」は、本来の象徴天皇制からの逸脱の結果などではなく、「憲法上に天皇制が存在していることによつて生じた」と、渡辺さんはここで力説。私もまったくそうだと思う。

憲法を「一枚岩」として解釈し、天皇制を民主主義や人権原理に引き寄せて解釈する方へ流れ、戦前（戦中）の天皇制と戦後の天皇制をスッパリと切断する論理（戦後天皇制はまったく新しく創り出されたとする（創設規定説）が主流となり、なんとなく民主主義や人権主義と親和的な象徴天皇制を「守る」という倒錯したムード的主張が主流になってきた。だからそれは誤認だという強いイ

ンパクトを、あの「天皇現象」は私たちに与えたはずである。

渡辺さんのこうした歴史体験の整理は、私には十分に説得的でした。

象徴天皇制は、本来の民主主義・人權原理と調和的に成立してきたのだから、象徴天皇制を政治的・宗教的に逸脱させずに徹底すべきだという多くの護憲論の「象徴天皇制の徹底論」に「私は、まったく反対である」（傍点引用者）と、渡辺は、ここではハッキリと明言しています。憲法を対立的な「矛盾体」と捉えているこの時代の彼としては当然の発言ですね。

——ようやく、問題がハッキリ見えてきました。天野 渡辺さんは、かつて自分が自覚的に論理的に拒否していた立場に転換してしまつたわけです。残念ながらそのことをハッキリと明言することなく。

——その事の背景には、共産党自体の路線転換、「女性天皇」による天皇制民主化論（象徴天皇制批判の放棄）ないしは象徴天皇制は民主的天皇制だというイデオロギーへの合流がある、と言いたいわけですね。

天野 そうです。まだ、共産党自身の公的な主張（こちらの方はそれなりの根拠を明示しながら自分たちの路線転換は明言しています）が、これの批判的検討が残っていますね。

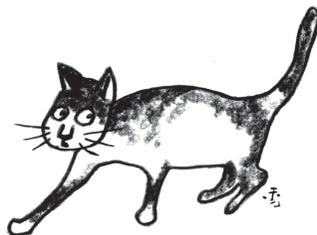
——なんか、ずいぶん読み直して来てくれたようで、どうもクタクタな体に無理を強いたみたいで、ゴメンなさい。でも、天野さん、ニュースに収められた読者の声や、天野さんに直接届けられた手紙など、読者の反響は大きい、好評の連載です。

休まずに、次回も十分準備をしてよろしく。

天野 ハイ、がんばります。最後に、渡辺さんが紹介した論文の中で、ある憲法学者に投げかけた彼の言葉を、渡辺さん自身を問う言葉として紹介して、今回は終わります。

「なぜ……天皇制廃止でなく象徴天皇制にこだわらなくてはならないのかは、了解に苦しむ」。

（あまの・やすかず／本誌編集委員）



停戦と体制崩壊後の 報道のなかの夢想

田浪 亜央江

トランプ就任を前に、ガザでの「停戦」合意の報道を目にすることは予想していた。だからそれ自体は驚きでも何でもない。良かったか悪かったかと聞かれれば良かったに決まっているが、これからが大変だと思ふと気は滅入る。

そもそも停戦発効のタイミングが、1月20日のトランプ就任の前日という気持ち悪さ。そしてイスラエル人の人質解放にばかり焦点が集まり、この問題が2023年10月に始まったかのような報道がまたゾロゾロ返されること。期限明記で決まっているのはイスラエル軍のガザ中心部からの撤退だけであり、完全撤退はいつになるか分からないし、おそらく実現しない。イスラエル軍駐留のもとでガザ支援が始まり、復興ムードが演出されるだけだ。つまりこれは

イスラエルとアメリカによる新たなガザ支配の始まりに過ぎない。ガザに注目が集まる一方でヨルダン川西岸地区のイスラエル併合が進み、パレスチナ全体が消滅させられていく。そんなことは考えたくもないが、このまま行けば間違いなくそうになってしまう。

……という内容のことを、スマホを耳に当てつつ私なりに懸命に話した。独立したコメント欄ではなくて、記事の流れに入れ込むだけというから、やわらかい言葉でまとめられてしまうだろうとは思った。思っていたのは、翌朝地元中国新聞を開くと、改めてガツカリだ。「パレスチナの行く末をトランプ政権がコントロールする恐れがある」と、今後を（私が）不安視し、攻撃の続くヨルダン川西岸の情勢に触れて、「喜びに包まれる段階ではない」と強調した、となっている。まだ喜べない、とか今後が不安、なんてレベルの話じゃなくて、「停戦」を機にかたちを変えた民族浄化の継続・加速化を警戒すべきだと訴えたかったのだが。

15カ月以上にわたり、ガザでのジェノサイドに抗議して原爆ドーム前で抗議活動をしてきた周りの人たちから、停戦でやれやれ、だとか、これでもうこの活動は終わりだ、なんて声が拳がらなかつたのは良かった。すでにスタンディングを毎日呼びかけ

ることは止めて、金・土だけの実施にシフトしている。それ以外の日も有志で立つという人はいて、結局毎日少人数でのスタンディングは続いているのだが、活動の主力はいろいろなかたちでパレスチナ支援をしながら、対イスラエルBDS（ボイコット、資本引き揚げ、経済制裁）の呼びかけをする、というものになりつつある。ジェノサイド進行中の緊張感が解けていくなかで、こうした活動を今後どれだけ続けて行けるのか、これからの正念場だ。

ガザでの「停戦」合意成立が想定内だったことに比べ、去年の12月8日に起きたシリアでのアサド政権崩壊は、全く予想外の事態だった。反体制派がこれまでになく勢いづいて進軍しているという報道は目にしていたが、何かを期待する気にはなれなかつた。いよいよ首都制圧、と聞いて慌ててアラビア語報道サイトに切り替えたものの、現実味がなかつた。何しろ2011年以来14年近くにわたって、あまりにも酷い方法で人が殺されていった痕跡、人が集団的に遺棄されていくさま、多数のシリア人が国を出て行ったあとも奇妙な日常生活が続けられるようす、等々を見て来たのだ。反体制派が今後どういう行動をとるのか油断できるものではないし、権力の空白状態のなかで、むしろ凄まじい混乱が生まれる

のではないか。

それでも現地メディアには、喜びを爆発させているシリア人老若男女の表情が、次々と映し出される。14年間の窒息状態を耐え忍んできた当のシリア人たちが、全身で喜びを表現しているのだ。悲観癖に流されるのはいったんはやめて、ここはちゃんと喜んでおこななくては……翌日の出勤後、アラビア語の授業をしにゼミ室に近づいて来たシリア人のZさんが向こうからやって来るのを目にすると、私は思い切って大声で「おめでとー！」と声を掛けた。

「はいっ、ありがとうございます」。迷いなく、はつきりした声が返って来る。嬉しくなると、休み時間の学生を前に、しばらくZさんとおしゃべり続けた。何しろ14年間、目の前の学生たちが小学校にも上がらない頃からの話なのだ。こんな子どものような学生に、Zさんたちシリア人の苦勞の何が分かるだろう（とは言わなかったが）。2010年に日本に来たZさんは、一度もシリアに帰ることの出来ないまま、4人の子どもは日本で生まれ、育って来た。すでに広島が故郷になっている子どもたちはともかく、Zさん夫妻にとって、日本の環境はどう見てもミスマッチなものだった。独裁政権が倒れたからといって、すぐに帰国するということにはならないにせよ、いざ

というとき帰れる故郷があるのとないのとは、日本で生活する上での気の持ちようは全く変わるはずだ。さっそく中国新聞には、「ようやく自由を取り戻せた」と喜びをかみしめる広島県内のシリア人たち、という記事と写真が載った。

それからすでに一カ月余り。まだまだ断定的なことは言えないが、当初心配した混乱は起きていない。それどころか反体制派司令官のアハマド・シャルア（シャラ、なかなかうまく立ち回っている。アメリカからアル・カーイダと関わるテロ組織に指定されていた自身の組織、シャーム解放機構をあつさり解散し、戦闘服でもムスリムファッションでもなく洋装（背広）で各国の要人や使者との接触を続けている。「以前はイスラーム法の支配を唱えていた人物が、穏健化したのか？ それを信用しているのか？」といった疑問や憶測も飛び交っているが、私の見立ては逆だ。彼はもともとどどっぷりアル・カーイダのイデオロギーに染まっていたわけではなく、アメリカへの抵抗のロジックとしてそれを利用していただけで、今はシリア統治にとって最も効果的な別の結集軸を探っているのではないか。

そんな見立ては、Zさんと話をしているさらに強まる。1982年生まれれのZさん

は、アハマド・シャルアと同じ歳だ。アメリカがイラク戦争を始めた頃に大学生活を送っており、Zさんの学友のうち何人かは、義勇兵としてシリアからイラクに渡ったそうだ。仲の良かった医学部生のアリーさんは、Zさんの寮の部屋に泊まった翌朝イラクに向かい、Zさんはバス乗り場まで見送った。政治的にはノンポリに思えるZさん自身、当時母親にイラク行きをほのめかしたら、「そんなことをしたら親子の縁を切る」と猛反対されたという。シリアの独裁体制と隣国イラクの泥沼状態、ついでシリア「内戦」を同世代として見て来たシャルアなら、シリアの安定のために最優先すべきことを分かっているはずだとZさんは言う。

もしかしたら、シリアには本当に新しい時代が来るのかもしれない。そして……、あるいは遠い将来、シリアが牽引するかたちで、ユダヤ人にイスラエル国家の存在を不要にさせるような、まったく別の状況が中東一帯に作られる。そんな世界を夢想することは許されるだろうか？ こんな大胆な願望、新聞のコメント向けに言うことはどうしても躊躇してしまうからこそ、せめてここにはこっそりと書いておきたいと思う。

（たなみ・あおえ／中東地域研究）



『会社』と基地建設をめぐる旅
加藤宣子著

ころから 2024年11月刊 1980円(税込み)

本書は、大成建設や五洋建設等の明治初年から現在までの仕事を追っている。私は、アジア太平洋戦争の末期に、日本に強制連行して来た中国人に過酷な労働を強いいた鹿島建設や、日中戦争期に鴨緑江にかかる水豊ダムの建設(1937~1941年)に関わった西松建設については、多少の知識があったが、大成建設や五洋建設については何も知らなかった。

大成建設は資本金1227億円、売り上げ1兆3256億円、純利益473億円、従業員8613人のスーパーゼネコン、五洋建設は資本金304億円、売り上げ4479億円、純利益108億円、従業員3136人のゼネコンである(大成は23年度、

五洋は22年度の単独ベースでの数字)。五洋は22年度に完成した横須賀の比与宇弾薬庫の工事を請け負っていた。

現在も進行中の、沖縄辺野古の基地建設から本書は始まる。2014年に辺野古の工事を請け負っている大成建設に「要請書」を送付したところ、「ご意見としては承りましたが、弊社はそれ以上の回答をする立場にはございません」という回答が返って来た、とある。「公共事業を請け負っていないとは思えない社会的責任のかけらもない回答」と著者は厳しく批判している。

大成建設の前身である大倉土木は、鉄砲の販売で政府との関係を築き、日本の最初の海外派兵である1874年(明治7年)の台湾出兵で約3600名の兵力を差し向けたが、大倉土木はその兵站輸送を請け負っている。1886年(明治19年)に佐世保鎮守府(敗戦までは海軍基地をこう呼んでいた)の工事を藤田組と共同で落札、続いて1892年(明治25年)に北海道の陸軍第7師団の関連施設と、今も機能している基地の建設を次々に手掛けていった。

一方の五洋建設。こちらは呉鎮守府の関連施設の工事を請け負った宮原村土木同盟会社が母体、1896年(明治29年)に水野組となり、「水の土木の水野組」との評価を得ていく。佐世保、横須賀の工事も

手掛け、1921年には東京出張所を開設している。社名を五洋建設に変更するのは戦後の1967年のことである。五洋建設HP掲載「呉市と五洋建設」によれば、1938年に八本松火薬庫(現在の川上弾薬庫)の敷地造成と線路延長工事を受注し、同社の五代目水野甚次郎は、1937年から41年までと戦後の1946年と三期、呉市長を務めている。

敗戦後の沖縄の基地建設に関わった企業もすっかり調査されている。陸自石垣駐屯地の建設でも、五洋建設が隊庁舎新設建築工事を請け負った。環境アセス条例の改正寸前に駆け込みで工事を開始したことも大問題と指摘する。23年度から工事が始まった鹿児島県の馬毛島の自衛隊施設建築工事でも、大成建設、五洋建設、鹿島建設、東亜建設工業などが工事を受注していることを筆者は指摘している。馬毛島では10月18日、シヨベルカーを運転して作業していたスリランカ人の労働者が、雨水を集める穴に重機ごと転落して亡くなっている。環境アセスなしの工事、監督者なしで死亡事故と企業の責任が問われるべきで、事件が多発している今、本書は基礎となるデータをあたえてくれる。

木元茂夫(きもと しげお)「すべての基地に『NO!』を ファイト神奈川」



『原爆裁判』
——アメリカの大罪を裁いた三淵嘉子——

山我 浩著

毎日ワンス 2024年6月刊 1540円(税込)

三淵嘉子といえば、NHKの朝ドラ連続テレビ小説「虎に翼」によって、今や人口に膾炙した人物と言えるかもしれない。本書は、その三淵が日本初の女性弁護士であり、日本初の女性裁判所所長である、といった、法曹界における先駆者としての歩みを描いたものではない。そうではなくて、三淵が次席裁判官として担当した、いわゆる「原爆裁判」に焦点をあて、そこで下された「アメリカの原爆投下は国際法違反である」という判決へと至る経緯を描いた作品である。

「原爆裁判」とは、原爆投下の違法性が初めて法廷で争われた国家賠償訴訟の通称

名である。事は、1955年に、広島と長崎の被爆者五人が大阪地方裁判所と東京地方裁判所に訴えを起こしたことに始まる。そして、1960年2月から1963年3月までの間に9回の口頭弁論が開かれ、1963年12月7日に前記の判決が下されたのである。

この裁判と判決の画期は、被爆者援護施策や核兵器をめぐる国際的枠組みの成立にまで及ぶ。具体的に言えば、それは「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（提訴後の1957年）と「原子爆弾被爆者に対する特別措置法」（判決後の1968年）へと結実した。また、国際司法裁判所は、この判決を参照すべき先例として位置づけ、「核兵器の使用・威嚇は一般的に国際人道法違反であり、核兵器を廃絶する条約を交渉し妥結する義務がある」という勧告的意見を提出するに至ったのである（1996年）。これは「核兵器禁止条約」構想の原点でもある。

こうした、「原爆裁判」の歴史的意義を確認しつつ、では肝心かなめの三淵嘉子は、「原爆裁判」にどのように関与したのだろうか。実のところ、本書はその点への深掘りは皆無である。本文中にはこうある。「こ

の原爆裁判に関して、嘉子が語ったものは何も残されていない」（175頁）。「ただ、嘉子が判決文のどの部分を書いたかは分からない。しかし、第一回口頭弁論から結審まで、一貫して審理を担当した嘉子の意見がかなり反映されたことは、間違いない」（179頁）。つまり、この「原爆裁判」に三淵が次席裁判官として第一回の口頭弁論から結審にいたるまで一貫して担当し続けたのは「事実」であるけれど、それが具体的にどんなものであったのかについては、本書は何も教えてくれないのである。

そして、「原爆裁判」自体についても、何ら検討されていない。ただ判決文全文がまるごと掲載されているだけである。

この見事なまでの肩透かしは、本書の性格をよく表している。つまり、時勢に即したある種の「あやかり商法」ではないか。そんな印象を読者に抱かせる一冊である。

横山道史（よこやま・みちふみ／本誌編集委員）

市民意見広告運動 事務局だより

北原 博子

12月のチラシ大量発送とそれに応えてくださった賛同金の入力が一息ついたのもつかの間、2月末にまた大量発送を行なうためのチラシ改訂、封筒の手配、「週刊金曜日」との交換DMの打ち合わせ・広告出稿の準備と事務局は休む暇なく動いています。郵便振替口座に賛同金などの入金があったときに発行される振替受払通知書を郵便で配達してくれる今までのサービスが数年前から有料になりました。この手数料が馬鹿にならない額となっております、また郵送に時間もおかかり、締め切り直後の入金確認が遅れることになっていました。

これをWeb照会サービスを使って確認できるようにしました。郵便振替というアナログな手段での送金にもこういう変化があります。長く賛同を続けてくださった方から「高齢のため郵便局まで行かれない。コンビニからでも送金できるようになったらまた賛同したい」とお電話をいただきました切ない思いですが、日々の事務局運営に手一杯でそこまで手が回らないのが現状です。

読売新聞の渡邊恒雄氏が亡くなりました。市民意見広告運動が初めて読売新聞に意見広告を掲載したのは2006年でした。その時、この広告をのせるかどうかは「ナベツネ」さんまでお伺いをたてるらしいと広告代理店さんにいわれたことを思い出しています。その真偽は確かめようがありませんが、2016年参議院選挙を控えた6月に改憲政党に票を入れないことを訴えた文言を読売新聞だけ一字変えて掲載することになったこともありました。

掲載予定の3全国紙のうち読売新聞だけが審査に時間がかかり、当時代々木の狭い事務所で動物園のくまさんのように回る相手のO氏といっしょに掲載OKの返事を待った思いもあります。あれはナベツネ待ちだったのかもしれないね。

2月末にまた賛同者の皆さんに改訂チラシをお送りします。すでに賛同金をおくってくださいている方々には大変失礼で申し訳ないのですが、締切はまだまだ先と思っ

ていたかたへお届けしたいのと、もう一度ご家族、御親戚、ご友人たちに賛同をすすめていただきたいという意図をおくみ取りください。あと2ヵ月弱、事務局一同頑張ります。

読者の声

★なぜ共産は選挙で伸びないの？

静岡県掛川市 中山誠一
今度の選挙で、金権腐敗の自民・公明・維新に少しお灸をすえたが、軍拡を進め、消費税増税、原発の再稼働・新増設に熱心な自民亜流の民主に移っただけか！ 数々の悪事を暴いた共産が伸びないのはどうしたことか？ れいわの大暴れを期待したい。

★「殺すな！ 殺させるな！」を言わなければ

北海道札幌市 谷代久恵
「殺すなバツジ」をコートの胸に付けている。「それ何？」と訊く人は少ないが「戦争反対の意志表示」と言うて黙ってしまふ。「殺すな！ 殺させるな！」は人口がいちばん多い私たち世代が束になって言わなければ……。

★地方の折り込みを！

大阪府吹田市 道広廸子
折り込みは東京ばかりです。大阪など地方でも何かしてもらえませんか。市民の意見・大阪もあるのですか？ あれば教えてください。

★リベラルの芯を強めよう

大阪府高槻市 三上弘志
自・公過半数割れは当然のこととして、ただ、代替の政権のあり様は複雑なパズルを解くが如く、先は不透明。結局、少し長いスパンで考えて拙速で強権政治を生むことがないよう、リベ

市民の意見30の会・東京
2024年11月～12月 会計報告

収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	187,500	印刷費*3	296,612
協会会費	85,000	発送費*4	177,034
敬老会費	342,000	編集経費*5	71,430
グリーン会費	2,000	旅費交通費*6	142,730
(会費小計)	616,500	家賃	244,446
カンパ	306,600	通信光熱費	53,687
事務所費分担*1	200,000	事務経費	30,239
雑収入*2	14,620	銀行手数料*7	3,630
受取利息	0	諸会費*8	1,200
		租税公課	0
収入計	1,137,720	支出計	1,021,008
		収支差額	116,712
前期繰越	11,658,654	当期残高	11,775,366

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	63,185	預り金*9	261,000
預貯金	13,696,716	FIY基金	2,203,535
敷金	480,000	正味財産	11,775,366
合計	14,239,901	合計	14,239,901

(※1)「意見広告運動事務所」経費分担金。(※2)グッズ販売。(※3)会報206号印刷。(※4)205号一斉発送費。(※5)執筆謝礼図書カード205号分、打合せ通信交通費ほか。(※6)事務所通所費(意見広告運動ボランティア通所費含)ほか。(※7)郵便振込通知票発行料含。(※8)業者への歳暮。(※9)意見広告運動賛同金預かり分。

会計報告をお届けします。※会費期限はお届けする封筒宛名シールの住所とお名前間の行に記されています【例：(→2025/2)】。会費管理の関係から、会費前納は3年を越えないようお願いいたします。会費前納が重なりますと、カンパ扱いとせざるを得ない場合があります。毎期、カンパ金額が多いのはこのような措置の結果でもあります。毎号、振替用紙を同封していますが、これは会費以外の送金などにお使いいただくためのものです。会費切れの方を除き、会費請求のために同封するものではありません。ご理解のほどお願いいたします。

総務省に問い合わせたら、「期日前投票は、いずれかに該当することが見込まれるというものなので、事由のどれかに該当しなければ投票できないというものではない」といわれた。「それだったら書いても書かなくても同じではないか」といったら、「公職選挙法の施行令の49条の8に定められている通りなので」といわれた。結局今回、投票日に投票したが、期日前投票の「理由を書く」というルールは廃止するべきではないか。日付を元号で書くようになってくるのもおかしい。そう思った。

ラルの芯を強めていきたいものです。

★非核・非戦のため

東京都足立区 小山善生
非核・非戦の為、地味にイソイソ、地道にコツコツ、「市民の意見30の会」を応援しています。

★食料の自給を

徳島県小松島町 萬宮千鶴子
食料の自給を真剣に考える必要あり。若者が大勢いる自衛隊が、第一次産業へ、数か月ずつでもお手伝いに行つてほしい。国産品で生きてゆきたい。

★疑心暗鬼の不安

神奈川県横浜市 渡辺栄子
国際法を無視した侵略や虐殺。トップの都合で戒厳令を発して軍を動かし市民に銃を向け

る。アメリカに追従し戦争の準備をする日本政府。権力を持った人間のふるまいが、大きな過ちにつながっていく恐さ、疑心暗鬼が世界に拡がって非常に不安。

★続けている反原発、経産省前座り込み

東京都北区 乾喜美子
反原発を訴えて経産省前で座り込みを続けていますが、声が届かず原発推進に向かっていて悲しいです。どうやったら私達の思いが伝わるのでしょうか！

★期日前投票で、元号と理由を書くのはおかし

神奈川県川崎市 関口 実
2023年4月の選挙のときに、「今回から期日前投票をする理由は書かなくてよくなつ

た」とスタッフにいわれた。選挙管理委員会に問い合わせたら、そのことは日本全国共通だという話だった。その体験を書いた投書は、2023年4月13日の『神奈川新聞』に掲載された。

だが、今回(2024年の10月に)送られてきた「投票所入場券」を見たら、請求書(兼宣誓書)という記入欄があり、「上記は真実であることを誓います」というのがあり、そこに氏名・現住所・生年月日を署名するようになっていた。これでは理由を書くのと同じではないか。そう思つて、期日前投票所に行き、スタッフに聞くと「前回なんでそういう不適切な案内をスタッフがしたのか分からない」という。

「じゃあ早く投票したいから」ということで、期日前投票をしたらどうなるのか」と聞いたら、それは「仕事、学業、その他の業務に従事」の「その他」に該当するということ。それなら、理由は書いても書かなくても同じではないか。何も書かなくていいようにすればいいではないか。そう思った。

編集後記

★昨年12月3日に小中陽太郎さんが亡くなったことを12月11日の『東京新聞』のコラム「大波小波」で知らされた。そこにNHKの若きディレクターがスタートであった彼の社会的活動の軌跡が簡潔に示されている。おそらく「ベ平連」からの付き合いで本会の会員であり続けた彼は90歳になっていたから、私より一廻り以上歳上で、「ベ平連」とは無関係であった私とは個人的あるいは運動的付き合いはゼロ、吉川勇一さんの本の出版記念などの祝い事の集まりで会って話した（酒を飲んだ）ことがある程度の付き合い。追悼文を書けるだけの付き合いはない。しかし、このコラムは私たちの会で共有されている（あるいは「いた」）小中像とはかなり全体の印象がズレている。なんともキマジメなインテリぶりである。ゆえに一言。

小田実さんは自身の『「ベ平連」・回顧録ではない回顧』で、東京の中心メンバーを「マジメ市民」・「インチキ市民」・「左の人たち（政治集団）」の三つに分類していた。小田本人は「インチキ」を自認しており、鶴見俊輔、高島通敏らがキマジメ派の代表

格とされており、「左」は明示されていないが、吉川勇一や武藤一羊さんだろう。誰が「インチキ市民」であるかは、ここでは明示されているのは、初代事務局長、映画のプロデューサーであった久保圭之助だけであったと思う。これを眼にした時、私は軽薄に転落しかねない軽妙さが持ち味だった（らしい）小中さんは、インチキ市民に入るのだろうか、とすぐ思った。

東京新聞のコラム記事でも紹介されておらず、若い「ベ平連」研究者にも注目されていないようだが、小中さんには『私の中のベトナム戦争——ベ平連に賭けた青春と群像』という、運動者の交遊録としては貴重な著作がある。出版は1973年。出版社は、今まさに性加害スキャンダルで大揺れの右派メディア「フジ——サンケイ」グループの「サンケイ新聞社」。それは、なら非難されるべきことではないが、この点も小中さんのインチキ派としての面目躍如たるどころか。
（天野恵一）

★今年には戦後80年（昭和100年・治安維持法100年、侵略戦争を行ないつつ、民衆を弾圧した歴史の100年だ）。戦争責任・植民地責任そして戦後責任（戦後補償）を認めず一貫して拒否し続けている日本政府。45年以降、朝鮮戦争、ベトナム戦争、イラク戦争等々

日本政府は米国が主導しての戦争を支援し、挙句の果てに日米同盟を国策の支柱にできてくる。そして今、政府は、韓・豪・フィリピンらと準同盟化し、また、ドイツ・フランス・イタリア等NATOとの軍事演習を活発に行ない、中国包囲の軍事路線を拡大させている。日本には「平和な時代」なんて無かったし、未だ無いのだ。
「シリーズ戦後80年」でこれらを問い続けるつもりだ。
（有馬保彦）

★伴英幸さんそして小中陽太郎さんと、長く運動を続けてこられたメンバーの逝去の報に接するたび、言いがたい想いにかれます。手を合わせて心の中で、「忘れないよ、これからもがんばるね」と皆いつているのかな。
心よりご冥福をお祈りいたします。
（阿部めぐみ）

編集委員

阿部めぐみ
天野恵一
有馬保彦
（本号担当）
梶野 宏
北原博子
西田和子
横山道史
吉田和雄